

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報

松山地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び愛媛県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

松山地方気象台が発表する気象警報・注意報のうち、水防上必要なものは次のとおりである。

1 特別警報の種類と概要（発表基準は別表1に示す）

特別警報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。（なお、「大津波警報」の名称で発表される。）

2 警報の種類と概要（基準値は別表2に示す）

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

3 注意報の種類と概要（基準値は別表2に示す）

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報の種類と基準 (別表1)

特別警報の種類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
津波特別警報	愛媛県の沿岸で予想される津波の高さが、高いところで3mを越える場合。（「大津波警報」として発表される。）

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。
 ※特別警報の発表例文は「資料編第12 愛媛県地方気象警報等例文」P280 参照。

警報・注意報基準表

(別表2)

一次細分区域		中予	東予		南予	
市町をまとめた地域		—	東予東部	東予西部	南予北部	南予南部
警報	大雨	区域内の各市町で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の各市町で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s		陸上 20m/s ^{※1} 伊予灘 25m/s, 宇和海 25m/s		陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s ^{※1} 伊予灘 25m/s, 宇和海 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	3.0m		伊予灘 4.0m, 宇和海 4.0m		4.0m
	高潮	区域内の各市町で別表7の基準に到達することが予想される場合				
	津波	区域内で22ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合				
注意報	大雨	区域内の各市町で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の各市町で別表6の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s		陸上 12m/s ^{※2} 伊予灘 15m/s, 宇和海 15m/s		陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s ^{※2} 伊予灘 15m/s, 宇和海 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	1.5m		伊予灘 2.0m, 宇和海 2.0m		2.0m
	高潮(潮位：標高)	区域内の各市町で別表7の基準に到達することが予想される場合				
	津波	区域内で22ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合				

※1 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は25m/sを目安とする。

※2 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は15m/sを目安とする。

※警報・注意報の具体的な数値は、愛媛県における過去の災害の規模と気象資料から、各種警報・注意報を発表する際の基準として定めたものである。

※警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

※気象等警報・注意報の伝達系統はP27、発表例は「資料編第13 愛媛県地方気象警報等例文」P280参照。

※有義波高：ある地点で一定時間(例えば20分間)に観測される波のうち、高いほうから順に1/3の個数までの波について平均した波高。

※高潮警報において八幡浜市、伊方町には、伊予灘側及び宇和海側の基準を設定している。

【大雨、洪水警報・注意報基準表（別表3から6）の解説】

（別表3, 5）土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

（別表3～6）表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

（別表4, 6）流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※ 複合基準は2つの指標（表面雨量指数と流域雨量指数）による基準を示す。例えば、「石手川流域＝(5, 21)」であれば、「表面雨量指数5以上かつ流域雨量指数21以上」を意味する。

【大雨警報（浸水害）・洪水警報等を補足する情報】

気象庁は、特別警報、警報、注意報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）

大雨警報基準表

(別表3)

市町を た地域 まとめ	市 町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中予	松山市	18	128
	伊予市	16	140
	東温市	16	137
	久万高原町	17	151
	松前町	19	—
	砥部町	15	140
東予 東部	新居浜市	24	117
	西条市	20	122
	四国中央市	22	136
東予 西部	今治市	16	103
	上島町	12	111
南予 北部	八幡浜市	16	167
	大洲市	11	118
	西予市	13	155
	内子町	15	130
	伊方町	12	145
南予 南部	宇和島市	18	108
	松野町	17	202
	鬼北町	16	172
	愛南町	18	177

※令和5年6月8日基準

洪水警報基準表

(別表4)

地域 市町をまとめ	市町	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせ による基準値を表しています。	指定河川 洪水予報 による 基準
中予	松山市	石手川流域=27.6, 内川流域=10.9 小野川流域=9.2, 立岩川流域=14.6 河野川流域=8.8, 大川流域=9.9 久万川流域=3.9, 宮前川流域=3.1	内川流域=(16, 9.9) 立岩川流域=(8, 13.1) 久万川流域=(12, 3.6)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=10.3, 森川流域=15.5 上灘川流域=12.4, 豊田川流域=8.4	豊田川流域=(8, 7.5)	重信川 [出合]
	東温市	内川流域=7.2, 表川流域=24.6 滑川流域=13.9	—	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=34.5, 久万川流域=29.2	—	
	松前町	国近川流域=5.9, 長尾谷川流域=4.5	長尾谷川流域=(8, 3.9)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=18.4, 玉谷川流域=8.5	砥部川流域=(10, 18.4) 玉谷川流域=(6, 7.6)	重信川 [出合]
東予東部	新居浜市	阿島川流域=10.3, 国領川流域=24.3 尻無川流域=10.9, 東川流域=13.2 渦井川流域=12, 客谷川流域=8.4	東川流域=(8, 12.4)	
	西条市	加茂川流域=43.3, 渦井川流域=20.8 中山川流域=31.4, 大明神川流域=9.6 室川流域=8.6	加茂川流域=(18, 31.4) 渦井川流域=(8, 16.9) 中山川流域=(16, 29.5) 大明神川流域=(8, 8.6) 室川流域=(8, 7.7)	
	四国中央市	金生川流域=19.4, 契川流域=7.1 赤之井川流域=6.8, 西谷川流域=6.3 関川流域=27.4	金生川流域=(11, 19.3)	
東予西部	今治市	頓田川流域=17.8, 蒼社川流域=28.1 浅川流域=8.9, 山之内川流域=6.8 菊間川流域=10.1	浅川流域=(8, 8)	
	上島町		—	
南予北部	八幡浜市	宮内川流域=7.3, 喜木川流域=10.4 五反田川流域=15, 千丈川流域=9.5	宮内川流域=(7, 6.9) 喜木川流域=(7, 10.4)	
	大洲市	矢落川流域=14.4, 久米川流域=11 富富川流域=11.8, 河内川流域=4.2 和田川流域=6, 深部川流域=4 都谷川流域=7.1, 野田本川流域=7.5	矢落川流域=(5, 13.5) 久米川流域=(5, 10.9) 都谷川流域=(5, 6.2)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=37.7, 岩瀬川流域=11.8 西川流域=5.8, 谷道川流域=6 皆江大川流域=6.6	—	
	内子町	小田川流域=35.5, 麓川流域=14.3 中山川流域=19.1, 田渡川流域=17.8	小田川流域=(8, 32.1) 田渡川流域=(6, 16)	
	伊方町		—	
南予南部	宇和島市	三間川流域=20.2, 須賀川流域=16.3 来村川流域=14, 岩松川流域=21	来村川流域=(10, 12) 岩松川流域=(10, 18.9)	
	松野町	目黒川流域=17.3, 広見川流域=48.2	—	
	鬼北町	広見川流域=43.9, 三間川流域=27.6 奈良川流域=15.1	—	
	愛南町	僧都川流域=18.8, 惣川流域=11	僧都川流域=(10, 16.9) 惣川流域=(10, 9.9)	

※令和5年6月8日基準

大雨注意報基準表

(別表5)

た地域 市町をまとめ	市 町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中予	松山市	10	85
	伊予市	10	93
	東温市	10	91
	久万高原町	10	101
	松前町	11	102
	砥部町	8	93
東予東部	新居浜市	10	86
	西条市	11	90
	四国中央市	14	100
東予西部	今治市	10	76
	上島町	8	82
南予北部	八幡浜市	9	121
	大洲市	6	86
	西予市	9	113
	内子町	8	94
	伊方町	9	105
南予南部	宇和島市	13	79
	松野町	11	149
	鬼北町	11	127
	愛南町	13	130

※令和5年6月8日基準

洪水注意報基準表

(別表6)

市町を た地域 まとめ	市 町	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による 基準
			(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる 基準値を表しています。	
中予	松山市	石手川流域=22, 内川流域=8.7 小野川流域=7.3, 立岩川流域=11.6 河野川流域=7, 大川流域=7.9 久万川流域=3, 宮前川流域=1.8	石手川流域=(5, 20.2), 内川流域=(8, 8.7) 小野川流域=(8, 5.8), 立岩川流域=(8, 9.3) 大川流域=(7, 7.9) 久万川流域=(9, 2.6), 宮前川流域=(8, 1.8)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=8.2, 森川流域=12.4 上灘川流域=9.9, 豊田川流域=6.7	中山川流域=(8, 6.6), 豊田川流域=(8, 5.4)	
	東温市	内川流域=5.7, 表川流域=19.6 滑川流域=11.1	内川流域=(8, 5.7), 表川流域=(8, 15.7)	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=27.6, 久万川流域=23.3	仁淀川流域=(5, 27.6), 久万川流域=(5, 16.9)	
	松前町	国近川流域=4.7, 長尾谷川流域=3.6	国近川流域=(5, 3.5), 長尾谷川流域=(7, 2.2)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=14.7, 玉谷川流域=6.8	砥部川流域=(6, 11.8) 玉谷川流域=(5, 6.8)	重信川 [出合]
東予 東部	新居浜市	阿島川流域=8.2, 国領川流域=19.4 尻無川流域=8.7, 東川流域=10.5 渦井川流域=9.6, 客谷川流域=5.2	国領川流域=(5, 19.4) 尻無川流域=(5, 8.7), 東川流域=(5, 8.1) 渦井川流域=(5, 9.6)	
	西条市	加茂川流域=34.6, 渦井川流域=16.6 中山川流域=25.1, 大明神川流域=7.6 室川流域=6.8	加茂川流域=(9, 27.7), 渦井川流域=(5, 15.2) 中山川流域=(5, 25.1), 大明神川流域=(8, 6.7) 室川流域=(7, 6.8)	
	四国中央市	金生川流域=15.5, 契川流域=5.6 赤之井川流域=5.4, 西谷川流域=4.9 関川流域=21.9	金生川流域=(9, 12.1) 西谷川流域=(9, 4.9) 関川流域=(11, 14.5)	
東予 西部	今治市	頓田川流域=14.2, 蒼社川流域=22.4 浅川流域=7.1, 山之内川流域=5.4 菊間川流域=7.9	頓田川流域=(5, 13.6), 蒼社川流域=(8, 17.9) 浅川流域=(5, 6.3), 山之内川流域=(8, 4.3) 菊間川流域=(5, 7.1)	
	上島町		—	
南予 北部	八幡浜市	宮内川流域=5.8, 喜木川流域=8.3 五反田川流域=12, 千丈川流域=7.6	宮内川流域=(7, 4.6), 喜木川流域=(5, 8.3) 五反田川流域=(5, 12) 千丈川流域=(7, 4.4)	
	大洲市	矢落川流域=11.5, 久米川流域=5.8 嵩富川流域=9.4, 河内川流域=3.3 和田川流域=4.8, 深部川流域=3.3 都谷川流域=5.6, 野田本川流域=6	矢落川流域=(5, 9.9), 久米川流域=(5, 4.6) 嵩富川流域=(5, 9.4), 河内川流域=(5, 3.2) 和田川流域=(5, 3.7), 都谷川流域=(5, 4.1)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=30.1, 岩瀬川流域=9.3 西川流域=4.6, 谷道川流域=4.8 皆江大川流域=5.2	肱川流域=(7, 24.1), 岩瀬川流域=(7, 9.3) 西川流域=(5, 4.6), 谷道川流域=(5, 4.8) 皆江大川流域=(5, 5.2)	
	内子町	小田川流域=28.4, 麓川流域=11.4 中山川流域=15.2, 田渡川流域=14.2	小田川流域=(6, 27.1) 中山川流域=(5, 15.2), 田渡川流域=(6, 11.4)	
	伊方町		—	
南予 南部	宇和島市	三間川流域=16.1, 須賀川流域=13 来村川流域=11.2, 岩松川流域=16.8	三間川流域=(6, 16.1), 須賀川流域=(10, 11.2) 来村川流域=(10, 9), 岩松川流域=(10, 16.8)	
	松野町	目黒川流域=13.8, 広見川流域=38.5	目黒川流域=(5, 13.8), 広見川流域=(8, 30.8)	
	鬼北町	広見川流域=35.1, 三間川流域=22 奈良川流域=12	広見川流域=(8, 28.1), 三間川流域=(5, 22) 奈良川流域=(5, 11.2)	
	愛南町	僧都川流域=15, 惣川流域=8.8	僧都川流域=(8, 12.6), 惣川流域=(10, 8.8)	

※令和5年6月8日基準

高潮警報・注意報基準表

(別表7)

市町をまとめた地域	市町	警報	注意報
中予	松山市	2.6m	2.2m
	伊予市	2.6m	2.2m
	松前町	2.6m	2.2m
東予東部	新居浜市	2.7m	2.2m
	西条市	2.7m	2.2m
	四国中央市	2.8m	2.3m
東予西部	今治市	2.5m	2.2m
	上島町	2.5m	2.2m
南予北部	八幡浜市	(伊予灘側) 2.4m	2.0m
		(宇和海側) 1.7m	1.5m
	大洲市	2.4m	2.0m
	西予市	1.7m	1.4m
	伊方町	(伊予灘側) 2.6m	2.2m
		(宇和海側) 1.7m	1.5m
南予南部	宇和島市	1.7m	1.4m
	愛南町	1.7m	1.4m

4 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの
- ・顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
- ・少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報、※3 顕著な大雨に関する気象情報などがあり、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけている。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報(愛媛県と松山地方気象台が共同で発表)。

(5) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの

(6) その他の気象情報の種類として、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などある。

なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

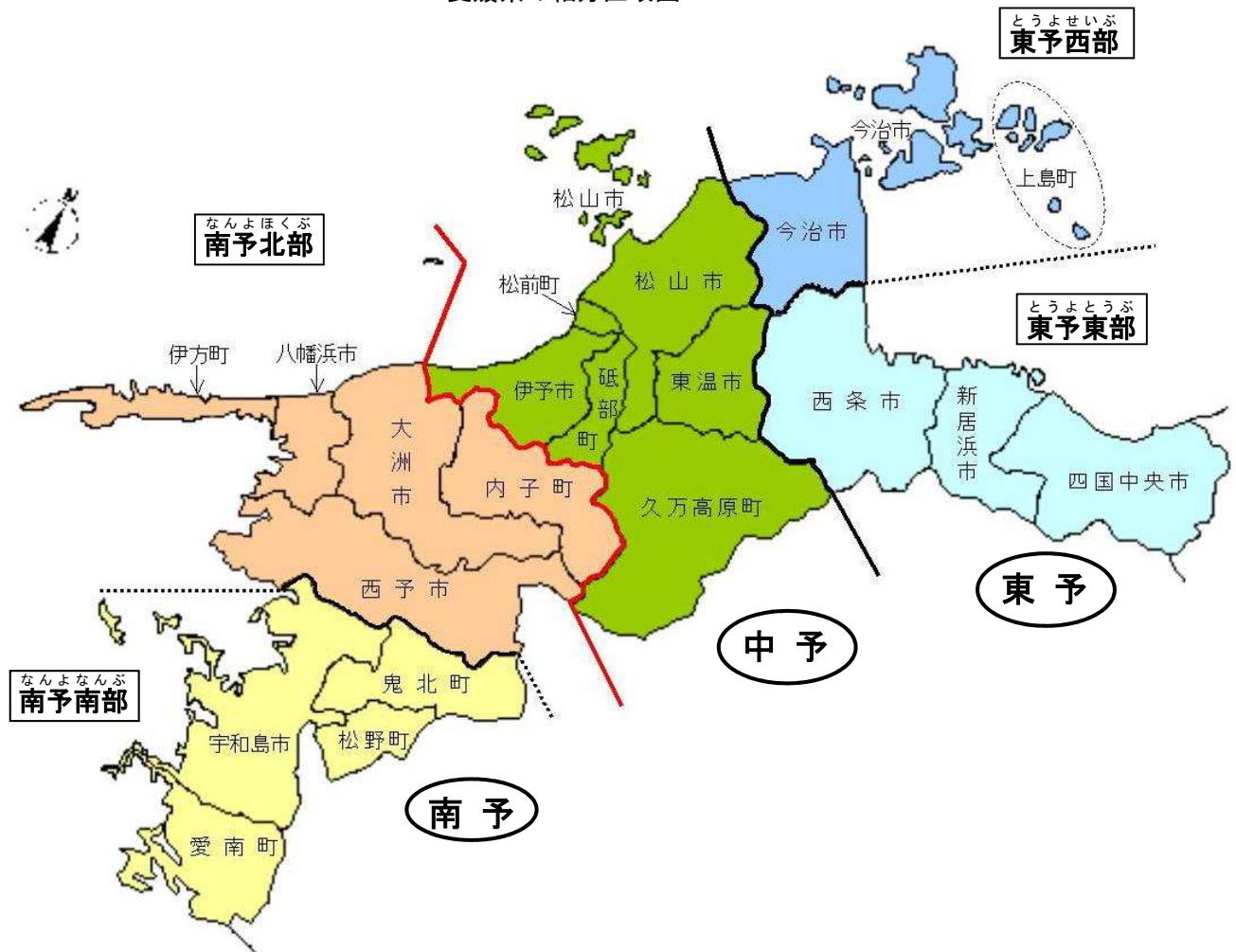
* 情報は文章形式と図形式の2種類がある。

5 愛媛県の細分区域と対象市町

愛媛県の細分区域表

一次細分区域	市町等をまとめた地域	二次細分区域 (市町等)
とうよ予 東予	とうよとうぶ 東予東部	にいほまし さいじょうし しこくちゅうおうし 新居浜市、西条市、四国中央市
	とうよせいぶ 東予西部	いまげりし おちぐんかみじまちょう 今治市、越智郡上島町
ちゅうよ予 中予	—	まつやまし どうおんし いよし かみうけなぐんく まこうげんちょう 松山市、東温市、伊予市、上浮穴郡久万高原町、 いよぐんまさきちょう いよぐんとべちょう 伊予郡松前町、伊予郡砥部町
なんよ予 南予	なんよほくぶ 南予北部	おおずし せいよし やわたはまし きたぐんうちこちょう にしうわぐんいかちょう 大洲市、西予市、八幡浜市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町
	なんよなんぶ 南予南部	うわじまし きたうわぐんまつのちょう きたうわぐんきほくちょう みなみうわぐんあいなんちょう 宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町

愛媛県の細分区域図



6 津波に関する警報・注意報、予報及び情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海にいたり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表

津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
-------	----------	------------------------------

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

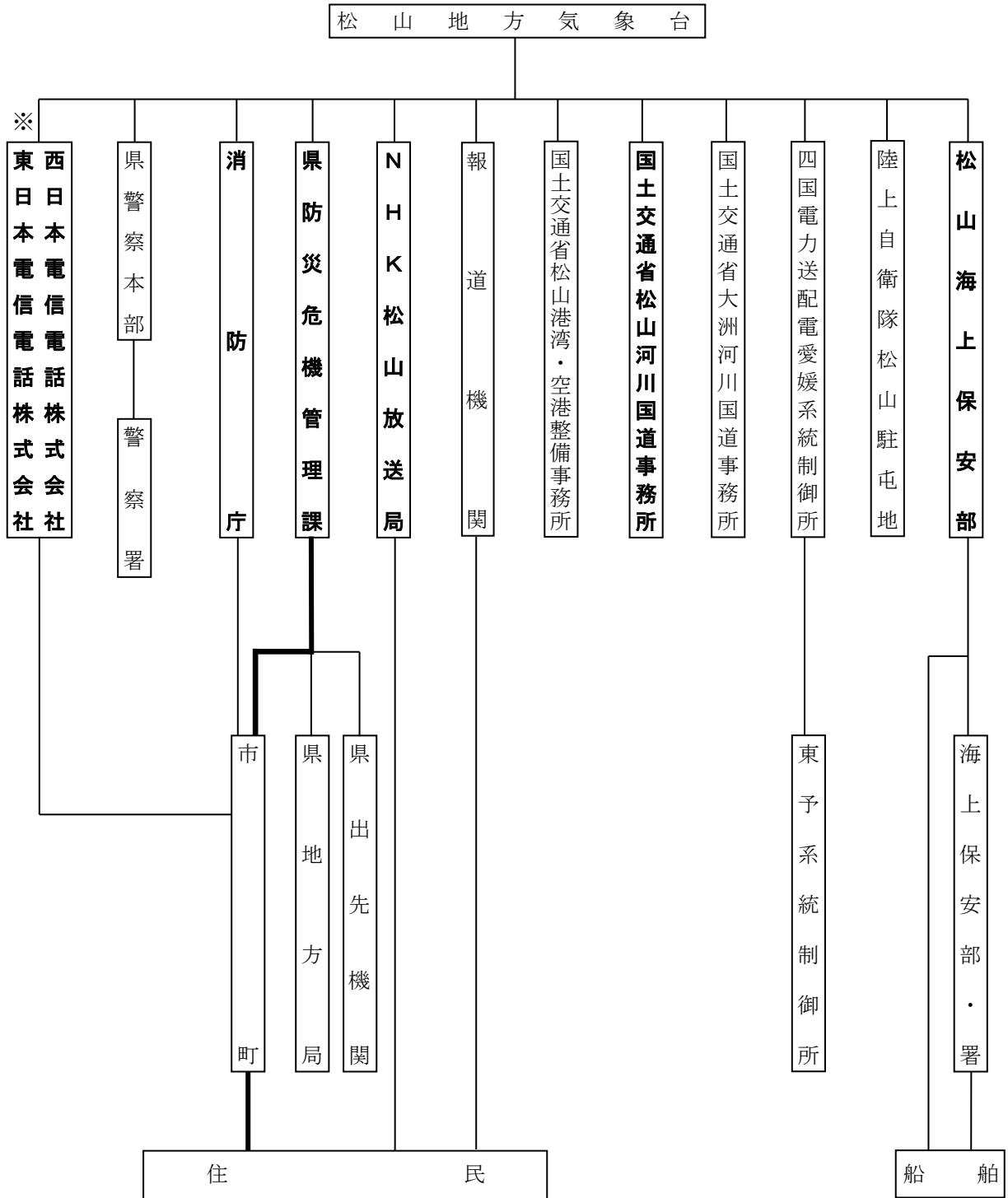
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 津波の予報の伝達については「大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」P27 参照

津波予報区



気象等警報・注意報の伝達系統図（津波警報・注意報は除く）

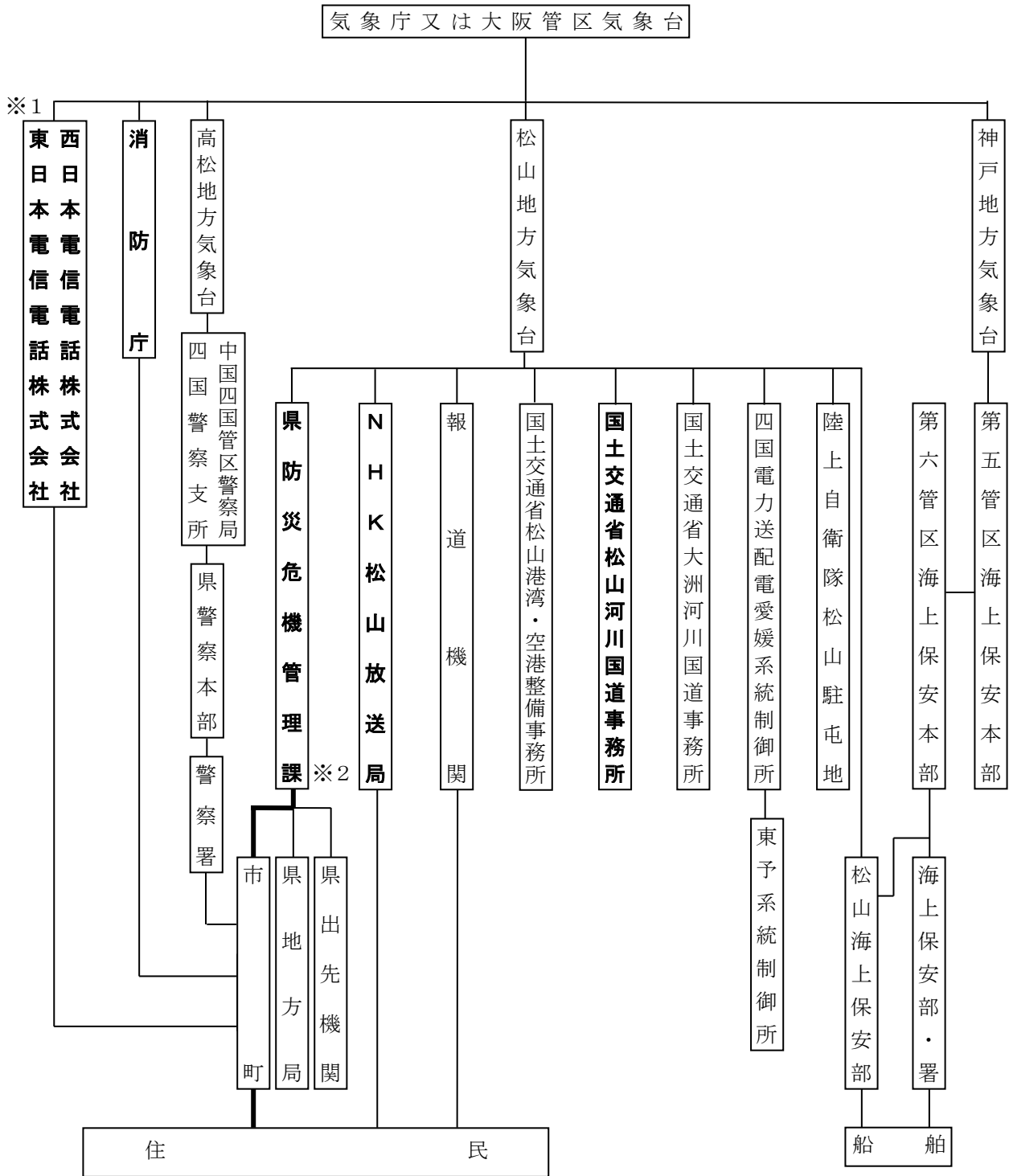


※印は警報のみ

(注)ゴシックで表示している機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注)太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

大津波警報・津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図



※1：大津波警報・津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システム）にても放送する。

(注)ゴシックで表示している機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注)太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2節 洪水予報

1 洪水予報を行う河川

(1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川

イ 洪水予報を行う河川とその区域

河川名	区 域	延長
重信川	左岸 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先 右岸 愛媛県東温市見奈良柳原25番地先	から海まで 17,160m
肱川	左岸 愛媛県大洲市柚木字尾坂358番の1地先 右岸 愛媛県大洲市柚木字富士897番の1地先	から海まで 20,200m
矢落川	左岸 愛媛県大洲市新谷甲394番地の9地先 右岸 愛媛県大洲市新谷甲343番地の2地先	から肱川の合流点まで 2,600m

ロ 洪水予報の対象とする基準水位観測所及び洪水予報の通知

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	氾濫する 可能性の ある水位 (m)	洪水予報の通知		
								発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	重信川	出 合	2.00	3.00	4.60	5.10	6.69	国土交通省 松 山 河川国道 事務所長	県河川課長	専用回線 (FAX) 又は一般 加入電話 又はE-mail
2	肱 川	大洲第二	2.80	3.80	4.80	5.80	6.77	国土交通省 大 洲 河川国道 事務所長	"	"
3	矢落川									

※ 氾濫危険水位：洪水により氾濫の起こるおそれのある水位

氾濫危険水位 5.80m

対象地区

肱 川：大洲市柚木地区～河口

矢落川：肱川合流点～新谷地区 (2.6km) まで

ハ 洪水予報の通知を受けた知事の水防管理者への通知

河川名	通知にかかる事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受 報 関 係 担 当 者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長を通じ、松山市長、東温市長、伊予市長、松前町長及び砥部町長	F A X 及び E-mail
肱 川	"	南予地方局大洲土木事務所長を通じ大洲市長	"
矢落川			

2 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の子報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(1) 洪水予報伝達系統図

(注) 洪水予報伝達系統図は、P32～P33 参照

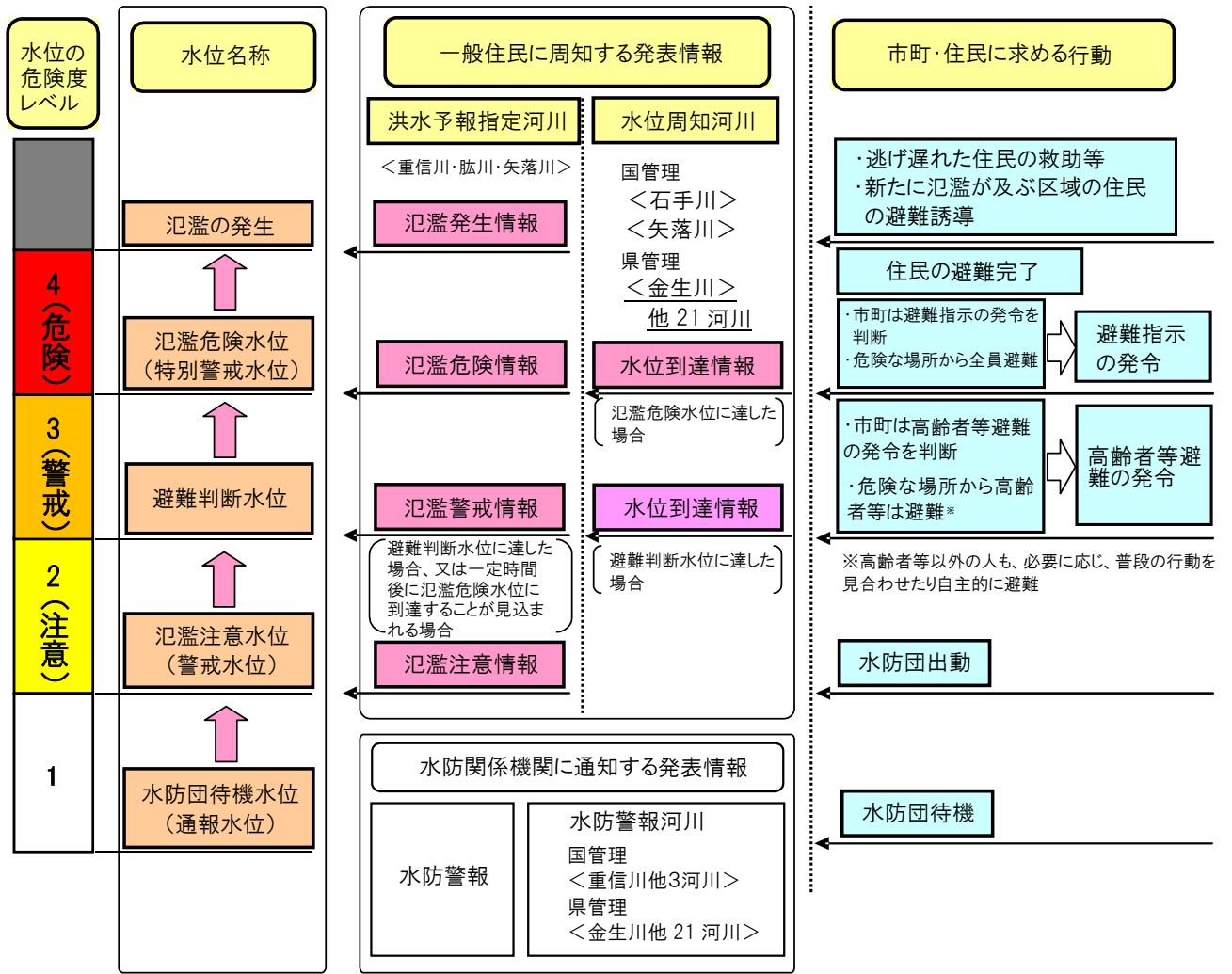
(2) 発表の様式

(注) 洪水予報の発表様式は、資料編第8 洪水予報文例、洪水予報作業用紙

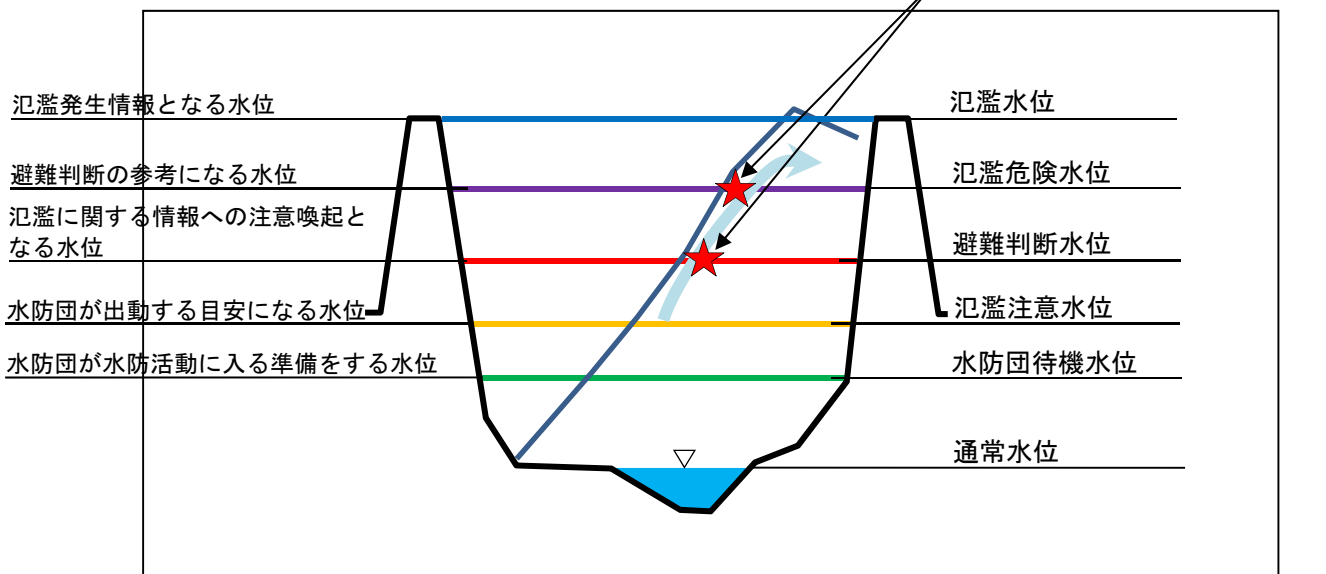
図 P216～P220 参照

(参考)

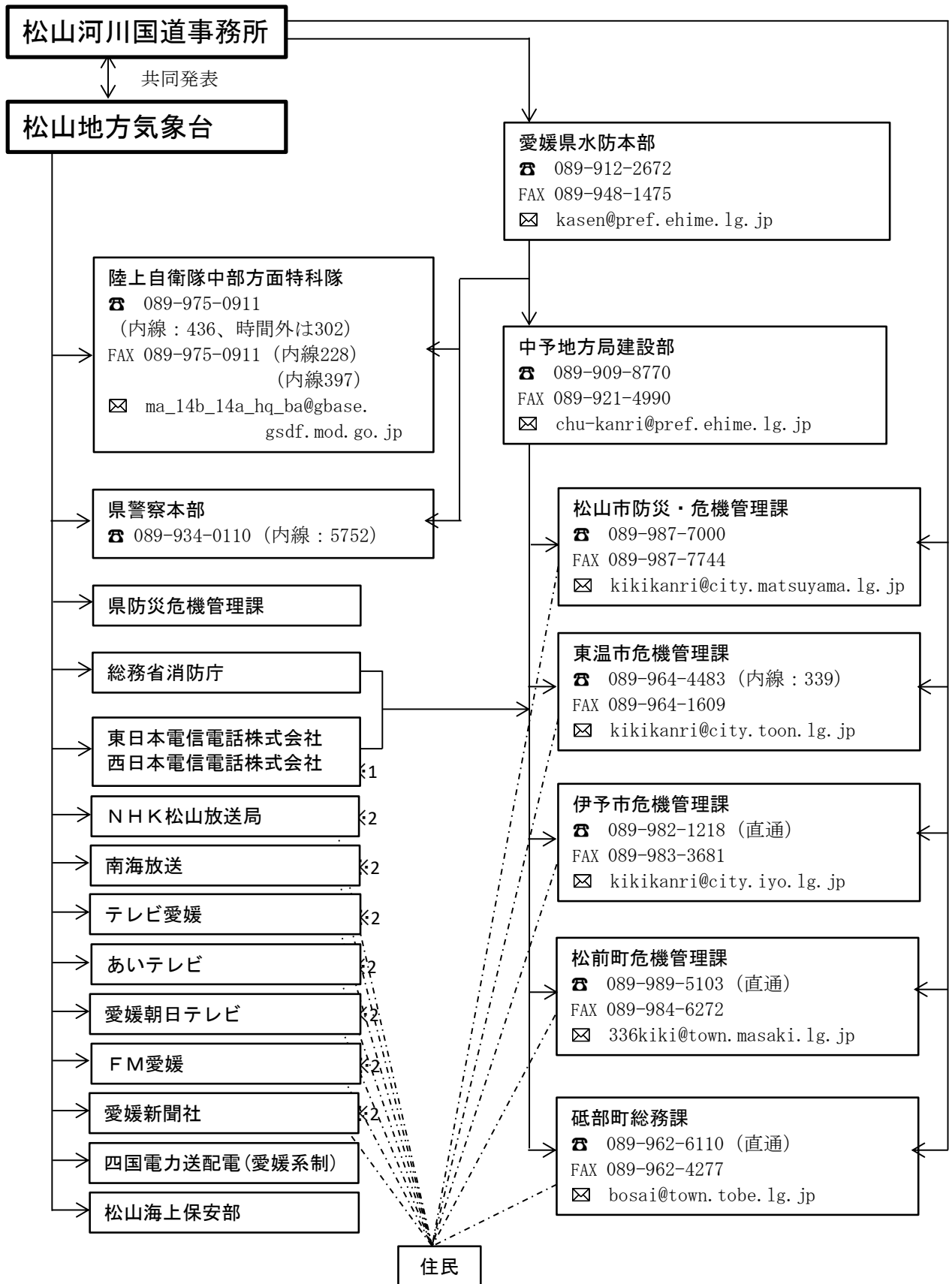
水位情報の概念



基準水位観測所での水位

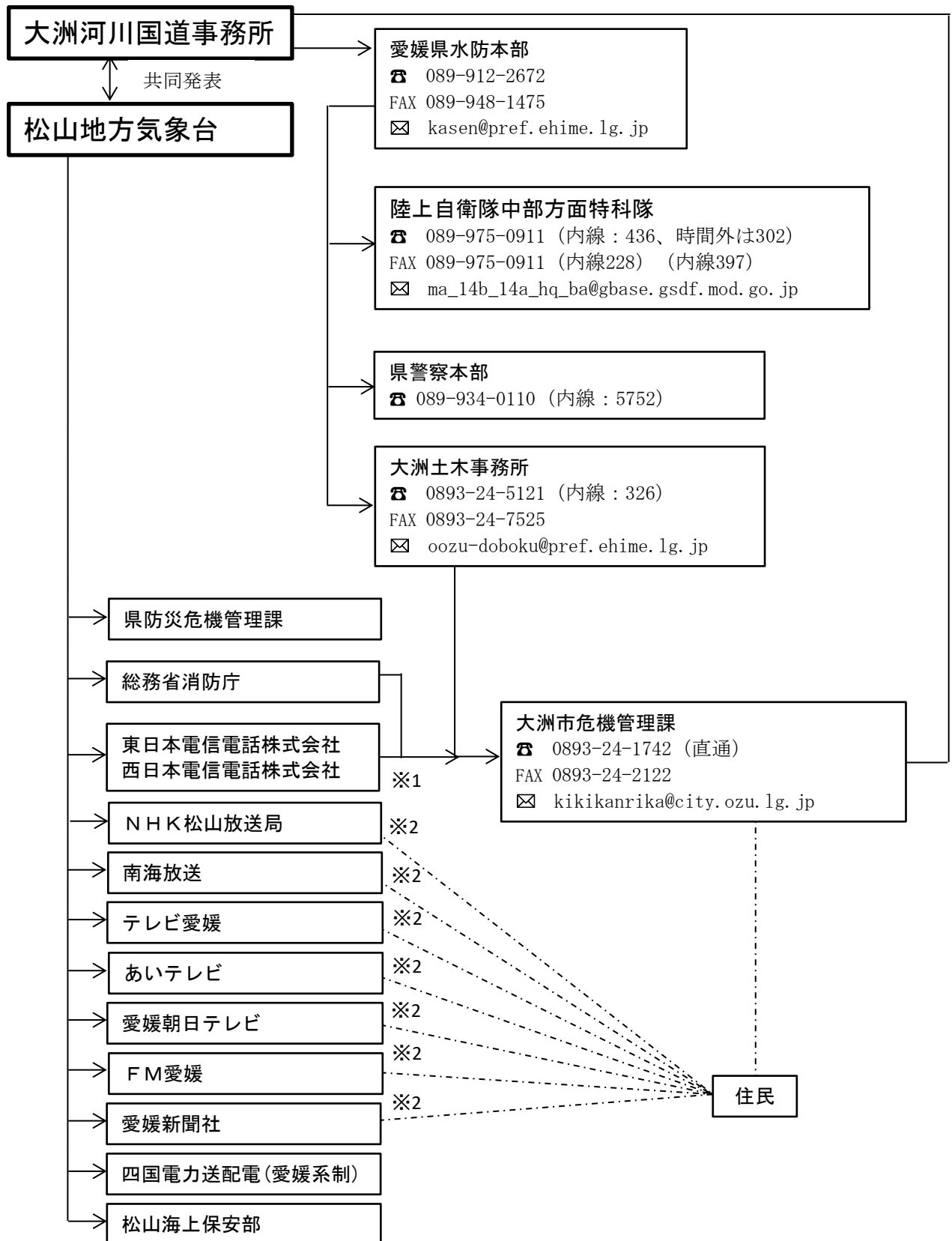


国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所と松山地方気象台が
共同して行う**重信川の洪水予報**伝達系統図（出合水位観測所）



※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ
 ※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所と松山地方気象台が共同して行う**肱川の洪水予報**伝達系統図（大洲第二水位観測所）



※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ

※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

第3節 水 防 警 報

1 水防警報を行う河川

(1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定河川

イ 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
1	重 信 川	幹 川	左 岸	自 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160
		重信川	右 岸	自 愛媛県東温市見奈良柳原25番地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160
		支 川	左 岸	自 愛媛県松山市朝生田町四丁目995番2地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
		石手川	右 岸	自 愛媛県松山市和泉北一丁目1096番地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
2	肱 川	幹 川	左 岸	自 愛媛県大洲市柚木字尾坂358番の1地先(富士橋) 至 海(河口)	20,200
		肱 川	右 岸	自 愛媛県大洲市柚木字富士897番の1地先(富士橋) 至 海(河口)	20,200
		支 川	左 岸	自 愛媛県大洲市新谷字山口乙1598番の1地先(新谷) 至 幹川合流点(本川合流点)	4,200
		矢落川	右 岸	自 愛媛県大洲市新谷字定行丙27番の1地先(新谷) 至 幹川合流点(本川合流点)	4,200

(注) ()内書きは警報の通知を行う場合の呼称である。

ロ 水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

番号	河川名	基準水位 観 測 所	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	洪水予報の通知		
					発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	重信川	出 合	2.00	3.00	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	専用回線(FAX) 又は一般加入電話 又はE-mail
2	石手川	湯 渡	4.00	4.90	国土交通省 松山河川国道 事務所長	〃	〃
3	肱 川	大洲第二	2.80	3.80	国土交通省 大洲河川国道 事務所長	〃	〃
4	矢落川	新 谷	1.50	2.20	国土交通省 大洲河川国道 事務所長	〃	〃

(注) 上記連絡方法の他に(一財)河川情報センターのシステムを利用して情報を得ることもできる。

ハ 国土交通大臣が行う水防警報の警報事項の通知を受けた知事が行う水防関係機関への通知

番号	河川名	警報事項の通知	
		発報担当者	受報関係担当者
1	重信川	県河川課長	中予地方局建設部長を通じ、松山市長、東温市長、伊予市長、松前町長、砥部町長。県警本部警備課長、松山地方気象台、NHK松山放送局報道課長、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV協議会及び陸上自衛隊中部方面特科隊長。
2	石手川		
3	肱川	〃	南予地方局大洲土木事務所長を通じ大洲市長。県警本部警備課長以下前項に同じ。
4	矢落川		

(2) 知事が行う水防警報の指定河川

法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した河川以外で相当な損害を生ずるおそれのあるもので、知事が指定した河川は次のとおりである。

イ 知事が水防警報を行う河川とその区域

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)	関係水防管理団体
1	金生川	左岸	自 四国中央市金田町半田(飼谷橋上流130m)	5,750	四国中央市
		右岸	至 海(西新橋)	5,750	
2	関川	左岸	自 四国中央市土居町上野(熊谷橋)	7,770	四国中央市
		右岸	至 海(河口)	8,140	
3	国領川	左岸	自 新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)	6,700	新居浜市
		右岸	至 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)	6,700	
4	渦井川	左岸	自 新居浜市大生院1435番4地先	8,400	新居浜市 西条市
		右岸	至 新居浜市萩生2960番5地先	8,400	
5	加茂川	左岸	自 西条市中野字釜之口甲1304番3地先	4,900	西条市
		右岸	至 海(河口)	4,700	
6	中山川	左岸	自 西条市丹原町来見(乗越橋)	13,500	西条市
		右岸	至 西条市丹原町湯谷口(乗越橋)	14,500	
7	蒼社川	左岸	自 今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m)	7,300	今治市
		右岸	至 海(河口)	7,300	
8	立岩川	左岸	自 今治市玉川町中村(永代橋上流300m)	7,300	今治市
		右岸	至 海(河口)	7,300	
9	石手川	左岸	自 松山市猿川甲877番4地先	8,100	松山市
		右岸	至 海(河口)	8,100	
9	石手川	左岸	自 松山市東野一丁目(遍路橋)	4,100	松山市
		右岸	至 松山市朝生田町四丁目995番2地先	4,100	
9	石手川	左岸	自 松山市石手三丁目(遍路橋)	4,100	松山市
		右岸	至 松山市和泉北一丁目1096番地先	4,100	

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)	関係水防管理団体
10	小野川	左岸	自 松山市北梅本町甲3172番地先 至 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)	12,700	松山市
		右岸	自 松山市北梅本町甲3164番2地先 至 松山市和泉北四丁目(石手川合流点)	12,700	
11	大谷川	左岸	自 伊予市上三谷乙38番3地先 至 海(河口)	8,000	松前町 伊予市
		右岸	自 伊予市上三谷甲4026番地先 至 海(河口)	8,000	
12	久万川	左岸	自 上浮穴郡久万高原町東明神甲2078番8地先(唐子川合流点) 至 上浮穴郡久万高原町上黒岩2908番地先(仁淀川合流点)	19,930	久万高原町
		右岸	自 上浮穴郡久万高原町東明神甲2397番4地先(唐子川合流点) 至 上浮穴郡久万高原町中黒岩2156番1地先(仁淀川合流点)	19,930	
13	小田川	左岸	自 喜多郡内子町知清(知清橋上流350m) 至 喜多郡内子町宿間甲881番3地先	820	内子町
		右岸	自 喜多郡内子町内子(知清橋上流350m) 至 喜多郡内子町大久喜甲29番1地先	820	
14	肱川 (菅田～鹿野川)	左岸	自 大洲市肱川町宇和川760番4地先(鹿野川大橋上流60m) 至 大洲市柚木字尾坂358番の1地先(富士橋下流30m)	20,700	大洲市
		右岸	自 大洲市肱川町山鳥坂282番地先(鹿野川大橋上流60m) 至 大洲市柚木字富士897番の1地先(富士橋下流80m)	20,700	
15	喜木川	左岸	自 八幡浜市日土町(出石川合流点) 至 海(河口)	6,000	八幡浜市
		右岸	自 八幡浜市日土町(出石川合流点) 至 海(河口)	6,000	
16	千丈川	左岸	自 八幡浜市郷(新開橋上流240m) 至 海(沖の橋)	4,680	八幡浜市
		右岸	自 八幡浜市郷(新開橋上流240m) 至 海(沖の橋)	4,680	
17	肱川 (野村)	左岸	自 西予市野村町野村字ヂガノ8号3番地先(新天神橋上流500m) 至 西予市野村町蔵良126番地先(権現橋下流500m)	4,800	西予市
		右岸	自 西予市野村町野村字芒駄場7号432番地先(新天神橋上流500m) 至 西予市野村町阿下5号597番地先(権現橋下流500m)	4,800	
18	肱川 (宇和)	左岸	自 西予市宇和町大江(大江橋) 至 西予市宇和町皆田(皆田橋)	10,000	西予市
		右岸	自 西予市宇和町大江(大江橋) 至 西予市宇和町皆田(下宇和橋)	9,000	
19	立間川	左岸	自 宇和島市吉田町立間(雪森橋上流70m) 至 海(長栄橋)	3,400	宇和島市
		右岸	自 宇和島市吉田町立間(雪森橋上流70m) 至 海(長栄橋)	3,400	
20	須賀川	左岸	自 宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m) 至 海(河口)	3,950	宇和島市
		右岸	自 宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m) 至 海(河口)	3,950	
21	岩松川	左岸	自 宇和島市津島町山財5439番地先(御代の川合流点) 至 宇和島市津島町岩松甲1476番2地先(津島大橋)	6,000	宇和島市
		右岸	自 宇和島市津島町山財444番地先(御代の川合流点) 至 宇和島市津島町高田丙160番3地先(津島大橋)	6,000	
22	三間川	左岸	自 宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋) 至 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先	18,200	宇和島市 鬼北町
		右岸	自 宇和島市三間町則496番地先(西谷橋) 至 北宇和郡鬼北町大字出目2710番1地先	18,200	
23	広見川	左岸	自 北宇和郡鬼北町大字小倉464番3地先(轟橋上流50m) 至 北宇和郡松野町大字蔵生1504番2地先(真土橋下流1100m)	18,850	鬼北町 松野町
		右岸	自 北宇和郡鬼北町大字広見1038番地先(轟橋上流100m) 至 北宇和郡松野町大字蔵生3番2地先(真土橋下流860m)	18,850	
24	僧都川	左岸	自 南宇和郡愛南町緑甲1005番2地先(大道橋) 至 海(河口)	6,311	愛南町
		右岸	自 南宇和郡愛南町緑乙3553番3地先(大道橋) 至 海(河口)	6,311	

ロ 知事の行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	水 防 警 報 の 通 知		
					発報担当者	受 報 担 当 関 係 者	連絡方法
1	金生川	かみかみなぎわばし 上金沢橋	2.00	2.50	県河川課長	東予地方局四国中央土木事務所長、 四国中央市長、県警本部警備課長、 松山地方気象台長、NHK松山放送 局報道課長、南海放送報道部長、テ レビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレ ビ報道部長、愛媛県CATV協議会、 陸上自衛隊中部方面特科隊長、(一 財)河川情報センター高松センター所 長。	FAX 及び E-mail
2	関川	てんのうばし 天王橋	1.30	1.70	〃	東予地方局四国中央土木事務所長、 四国中央市長、県警本部警備課長以 下前項に同じ。	〃
3	国領川	しるした 城下	1.60	2.00	〃	東予地方局建設部長、新居浜市長、 県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
4	渦井川 (新居浜市)	いづみせ 飯積橋	1.70	2.10	〃	東予地方局建設部長、新居浜市長、 県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
	渦井川 (西条市)	いづみせ 飯積橋	1.70	2.50	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
5	加茂川	ながせ 長瀬	3.00	3.80	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
6	中山川	たのうわがた 田野上方	1.00	1.50	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長、以下前項に同じ。	〃
7	蒼社川	あま 片山	2.10	2.40	〃	東予地方局今治土木事務所長、今治 市長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
8	立岩川	たていすがわ 立岩川	1.50	1.80	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
9	石手川	いわた 湯渡	4.00	4.90	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
10	小野川	せいのうばし 精農橋	1.40	2.30	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
11	大谷川	しもみた 下三谷	1.00	1.20	〃	中予地方局建設部長、松前町長、伊 予市長、県警本部警備課長以下前項 に同じ。	〃
12	久万川	くま 久万	2.30	2.60	〃	中予地方局久万高原土木事務所長、 久万高原町長、県警本部警備課長以 下前項に同じ。	〃
13	小田川	うちこ 内子	2.50	3.00	〃	南予地方局大洲土木事務所長、内子 町長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
14	肱川 (番田～鹿野川)	おおかわ 大川	3.30	4.50	〃	南予地方局大洲土木事務所長、大洲 市長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
15	喜木川	ひづ 日土	1.60	2.10	〃	南予地方局八幡浜土木事務所長、八 幡浜市長、県警本部警備課長以下前 項に同じ。	〃

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	水防警報の通知		
					発報担当者	受報担当関係者	連絡方法
16	千丈川	やわたはま 八幡浜	1.50	2.00	〃	南予地方局八幡浜土木事務所長、八幡浜市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
17	肱川 (野村)	あき 荒瀬	2.60	3.70	〃	南予地方局西予土木事務所長、西予市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
18	肱川 (宇和)	じん 神領	2.50	3.00	〃	南予地方局西予土木事務所長、西予市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
19	立間川	たち 立間	1.40	1.97	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
20	須賀川	わ 和霊	2.00	2.50	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
21	岩松川	いわ 岩瀬	2.13	2.94	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
22	三間川	つきみほし 月見橋	1.80	2.00	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、鬼北町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
23	広見川	お 小倉	4.10	4.80	〃	南予地方局建設部長、鬼北町長、松野町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
24	僧都川	み 御荘	2.00	2.20	〃	南予地方局愛南土木事務所長、愛南町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃

2 水防警報発表の基準

(1) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めるとき。

イ 国土交通大臣の指定河川（重信川、支川石手川、肱川、支川矢落川）

……国土交通省松山河川国道事務所長又は大洲河川国道事務所長が発表する。

河川名	基準水位 観測所	待機	準備	出動	解除
重信川	出合	氾濫注意水位 以上に達すると 思われるとき	水位2.0mに達しな お上昇のおそれ があるとき	水位3.0mに達しな お上昇のおそれ があるとき	水防作業を必要と しなくなったとき
支川石手川	湯渡	〃	〃 4.0m 〃	〃 4.9m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達システムにより「情報」を提供する。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
肱川	大洲第二	氾濫注意水位以上に達すると 思われるとき	水位2.8mに達しな お上昇のおそれがあるとき	水位3.8mに達しな お上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要とし なくなったとき
支川矢落川	新谷	〃	〃 1.5m 〃	〃 2.2m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達系統により「情報」を提供する。

ロ 知事の指定河川

(金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、石手川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、岩松川、三間川、広見川、僧都川)
 ……知事が発表する。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
金生川	上金沢橋	水防団待機水位(通報水位)以上に達する と思われるとき	水位2.0mに達しな お上昇のおそれがあるとき	水位2.5mに達しな お上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要とし なくなったとき
関川	天王橋	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃
国領川	城下	〃	〃 1.6m 〃	〃 2.0m 〃	〃
渦井川 (新居浜市)	飯積橋	〃	〃 1.7m 〃	〃 2.1m 〃	〃
渦井川 (西条市)	飯積橋	〃	〃 1.7m 〃	〃 2.5m 〃	〃
加茂川	長瀬	〃	〃 3.0m 〃	〃 3.8m 〃	〃
中山川	田野上方	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.5m 〃	〃
蒼社川	片山	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.4m 〃	〃
立岩川	立岩川	〃	〃 1.5m 〃	〃 1.8m 〃	〃
石手川	湯渡	〃	〃 4.0m 〃	〃 4.9m 〃	〃
小野川	精農橋	〃	〃 1.4m 〃	〃 2.3m 〃	〃
大谷川	下三谷	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.2m 〃	〃
久万川	久万	〃	〃 2.3m 〃	〃 2.6m 〃	〃
小田川	内子	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.0m 〃	〃
肱川 (菅田～鹿野川)	大川	〃	〃 3.3m 〃	〃 4.5m 〃	〃
喜木川	日土	〃	〃 1.6m 〃	〃 2.1m 〃	〃
千丈川	八幡浜	〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃
肱川 (野村)	荒瀬	〃	〃 2.6m 〃	〃 3.7m 〃	〃
肱川 (宇和)	神領	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.0m 〃	〃
立間川	立間	〃	〃 1.4m 〃	〃 1.97m 〃	〃
須賀川	和霊	〃	〃 2.0m 〃	〃 2.5m 〃	〃
岩松川	岩渕	〃	〃 2.13m 〃	〃 2.94m 〃	〃
三間川	月見橋	〃	〃 1.8m 〃	〃 2.0m 〃	〃
広見川	小倉	〃	〃 4.1m 〃	〃 4.8m 〃	〃
僧都川	御荘	〃	〃 2.0m 〃	〃 2.2m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達系統により「情報」を提供する。

(2) 発表の様式

イ 国土交通大臣の指定河川

(注) 水防警報、水防情報の発表様式は、資料編第9 水防警報、水防情報の発表様式 P221～P226 参照

ロ 知事の指定河川

(注) 水防警報の発表様式は、資料編第9 水防警報、水防情報の発表様式 P227～P250 参照

(3) 水防警報伝達系統図

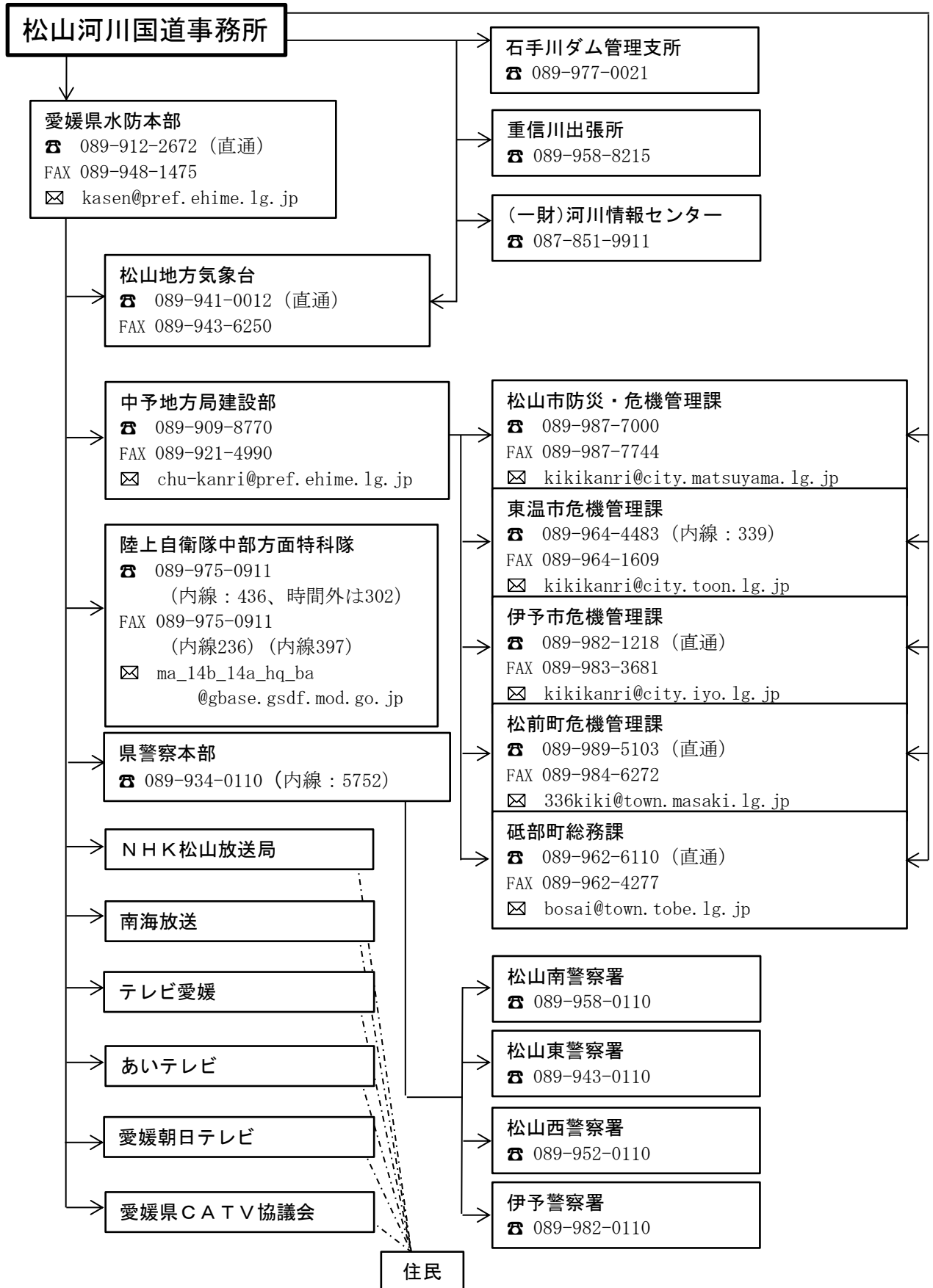
イ 国土交通大臣の指定河川

重信川、石手川、肱川及び矢落川における水防警報伝達系統は、水防警報伝達系統図 P41～P43 参照

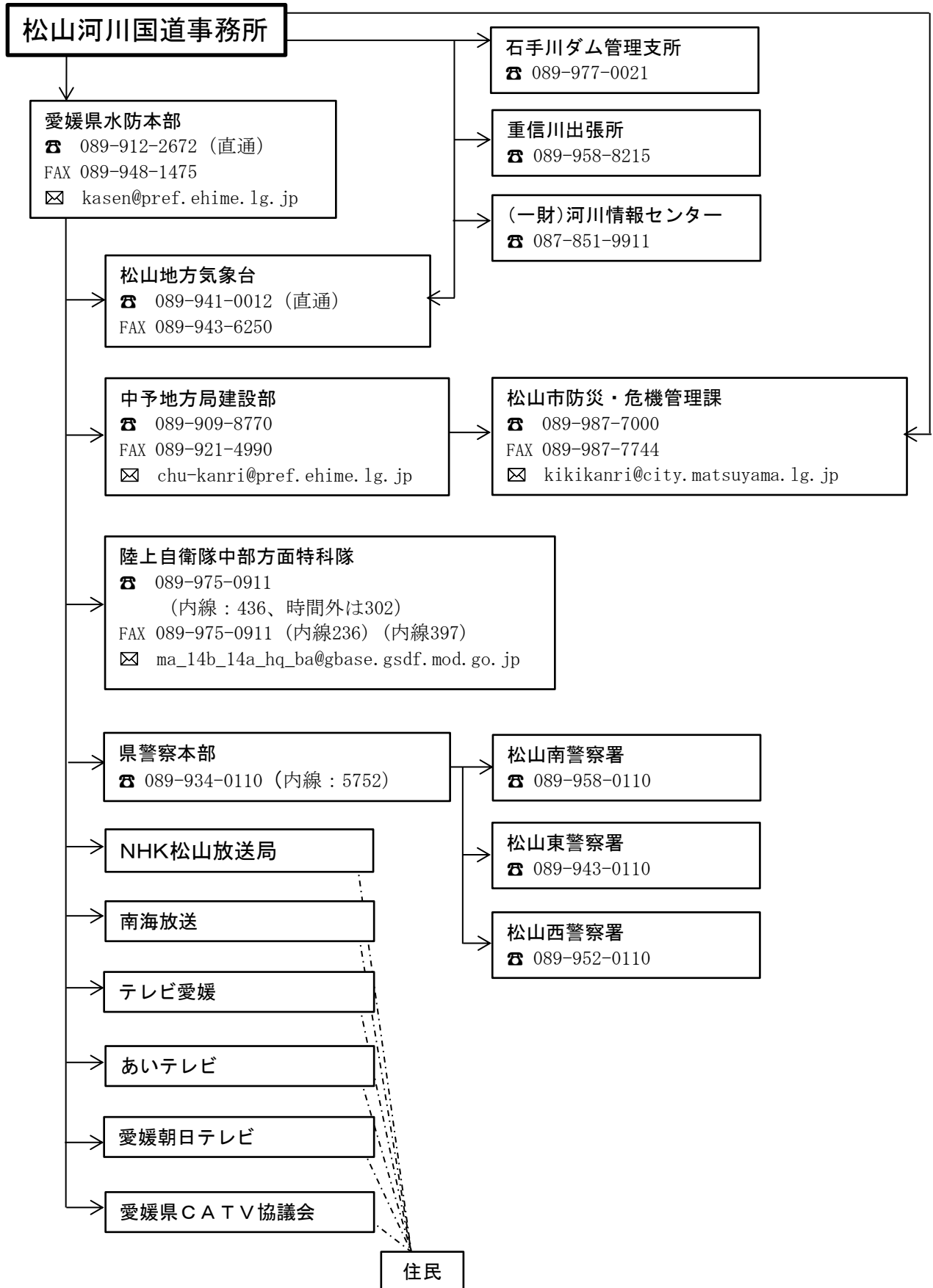
ロ 知事の指定河川

金生川（四国中央市）、関川（四国中央市）、国領川（新居浜市）、渦井川（新居浜市、西条市）加茂川（西条市）、中山川（西条市）、蒼社川（今治市）、立岩川、石手川、小野川（松山市）、大谷川（松前町、伊予市）久万川（久万高原町）、小田川（内子町）、肱川（大洲市、西予市）、喜木川、千丈川（八幡浜市）、立間川、須賀川、岩松川（宇和島市）、三間川（宇和島市、鬼北町）、広見川（鬼北町、松野町）及び僧都川（愛南町）における水防警報伝達系統は、水防警報伝達系統図 P44～P64 参照

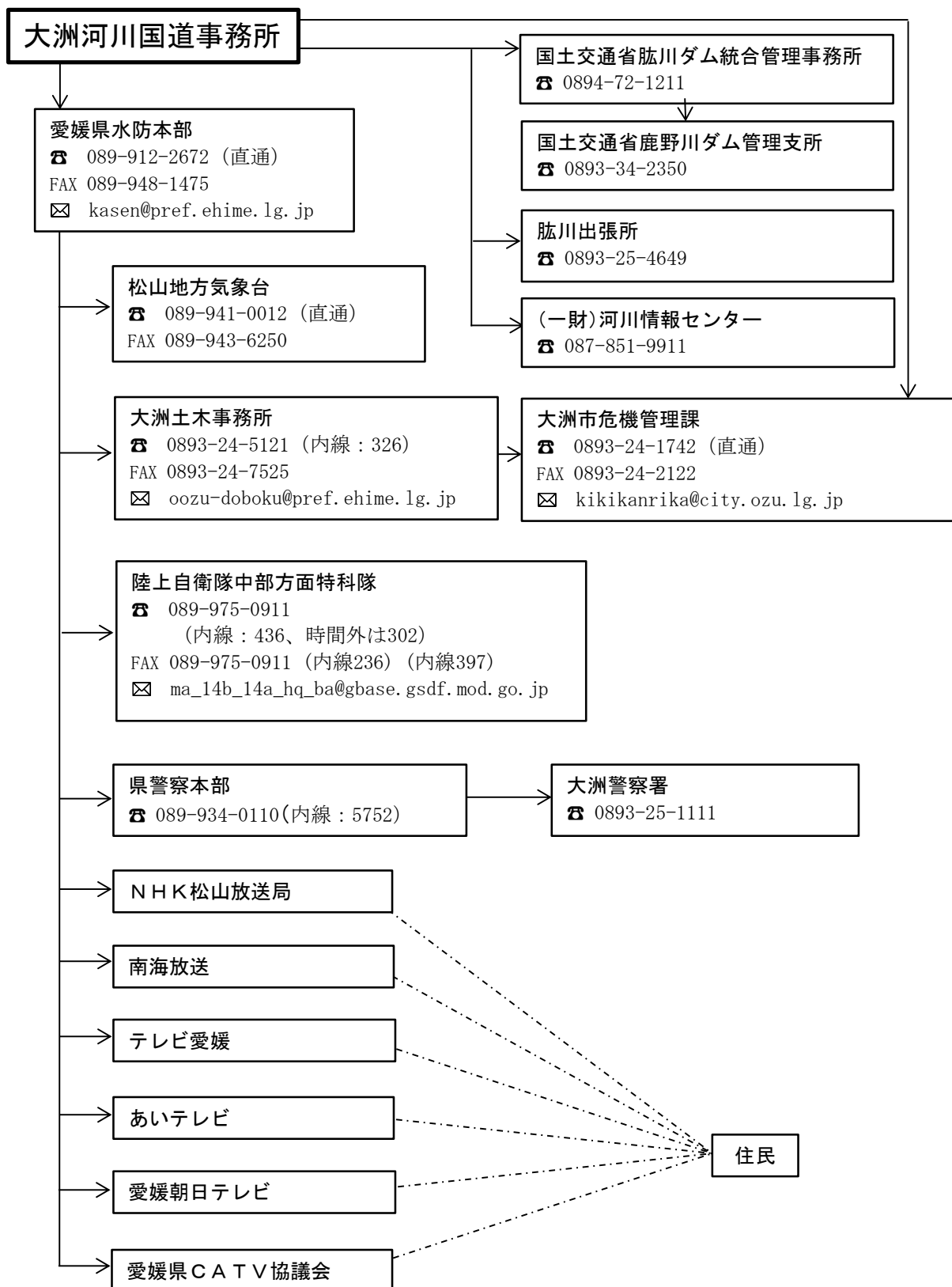
国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
重信川の水防警報伝達系統図 (重信川：出合水位観測所)



国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
石手川の水防警報伝達系統図 (石手川：湯渡水位観測所)

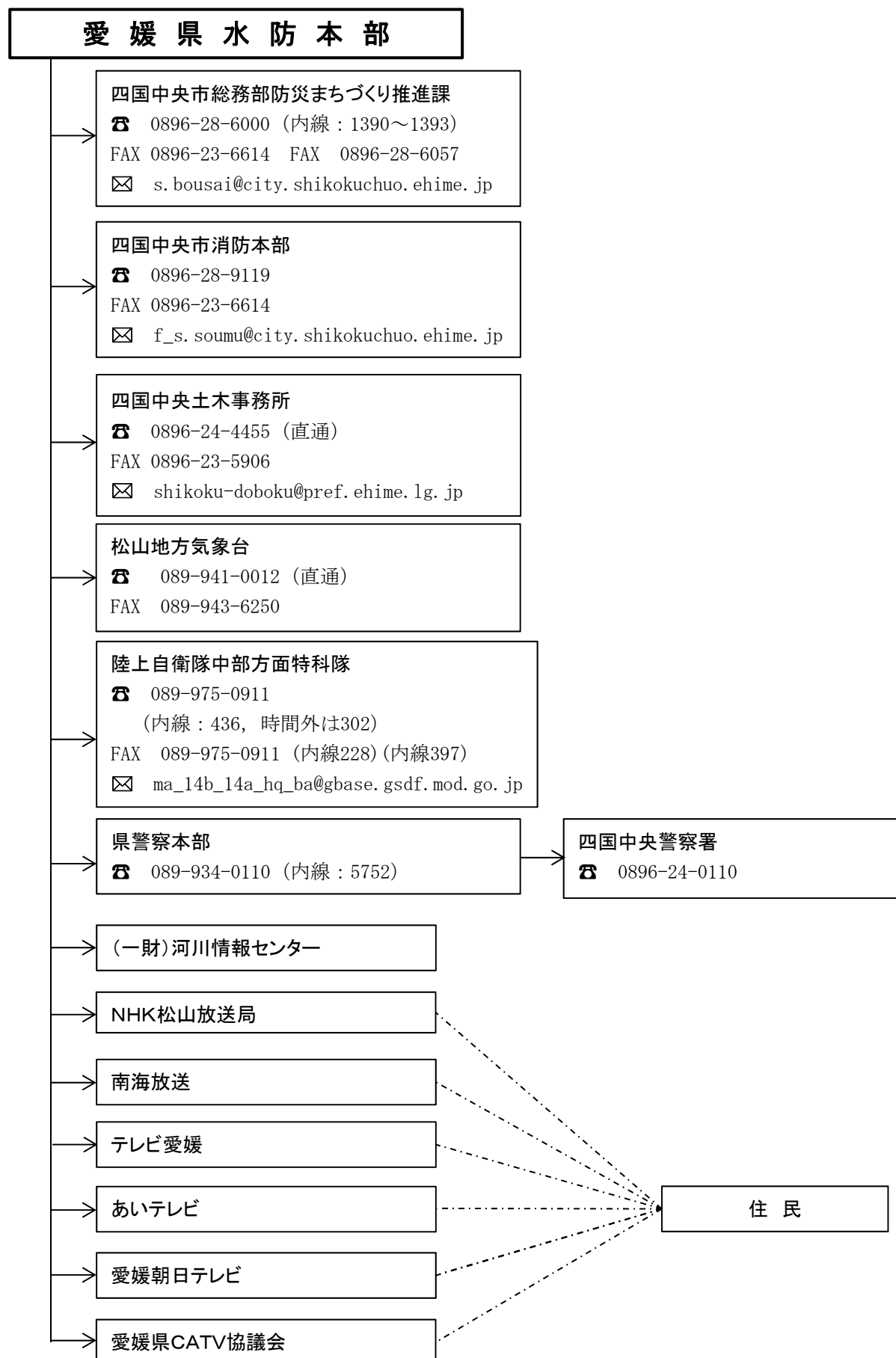


国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所の行う
肱川及び矢落川の水防警報伝達系統図 (大洲第二水位観測所)



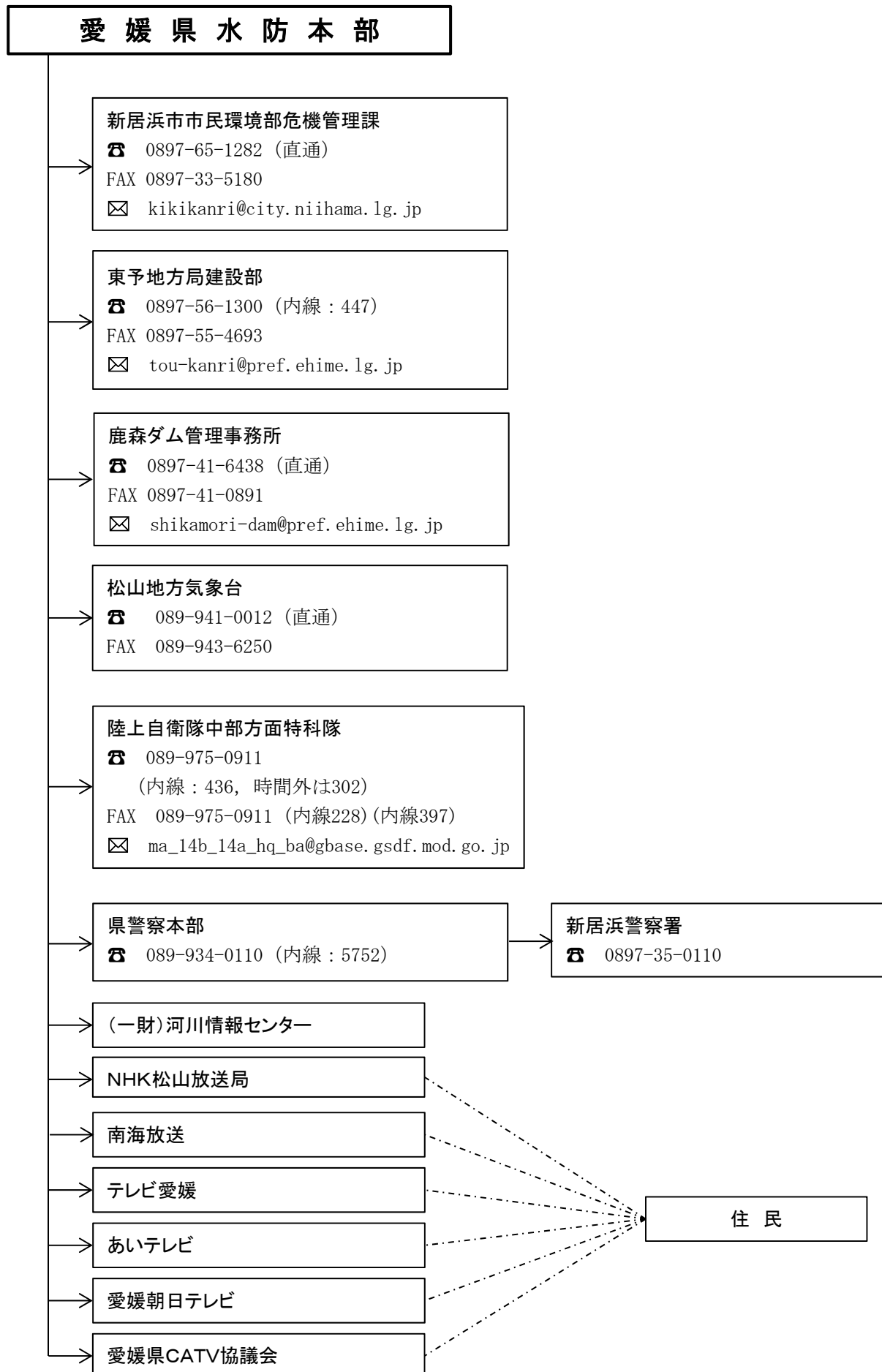
金生川及び関川の水防警報伝達系統図

(金生川:上金沢橋水位観測所、関川:天王橋水位観測所)



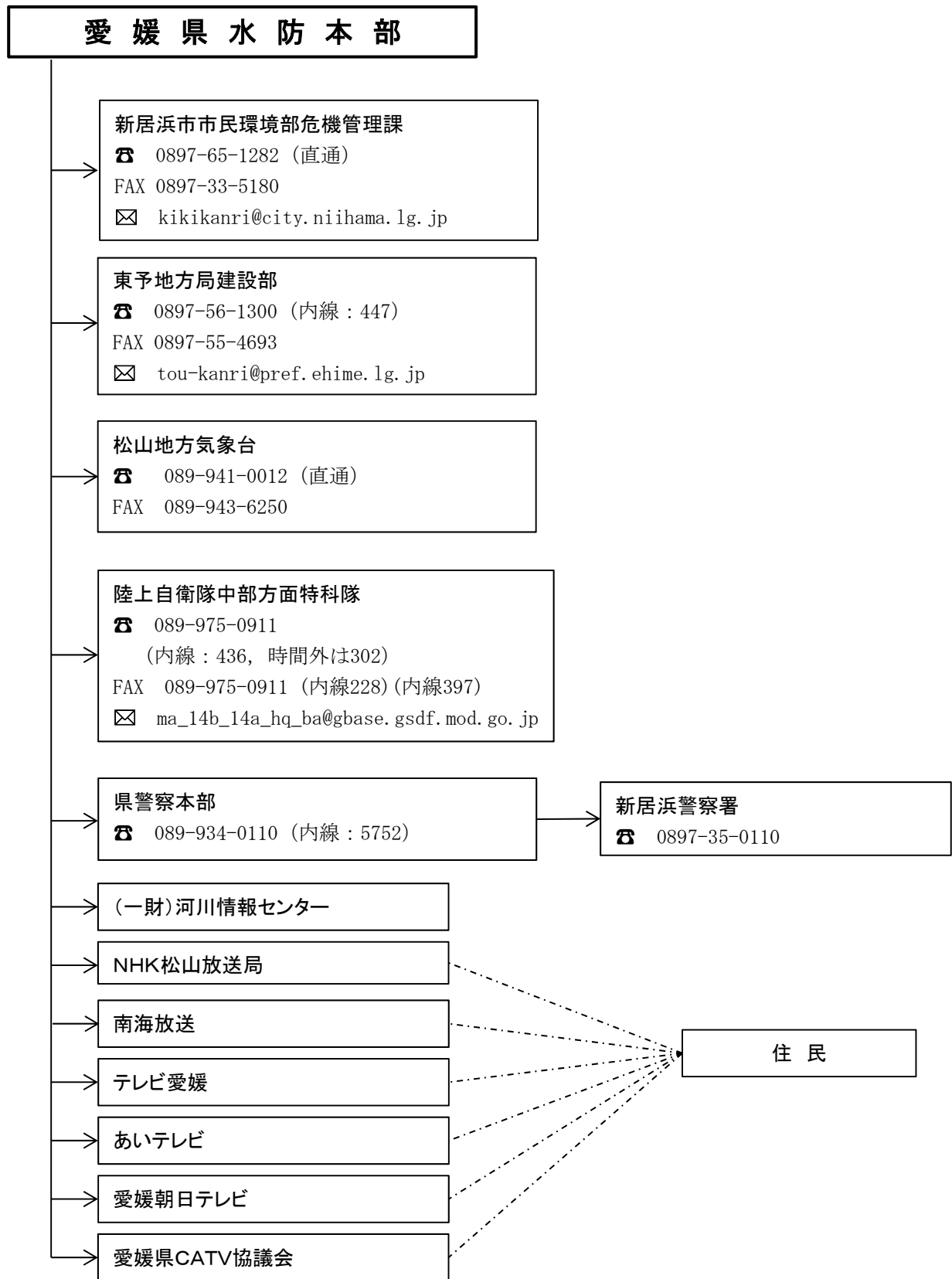
国領川の水防警報伝達系統図

(城下水位観測所)



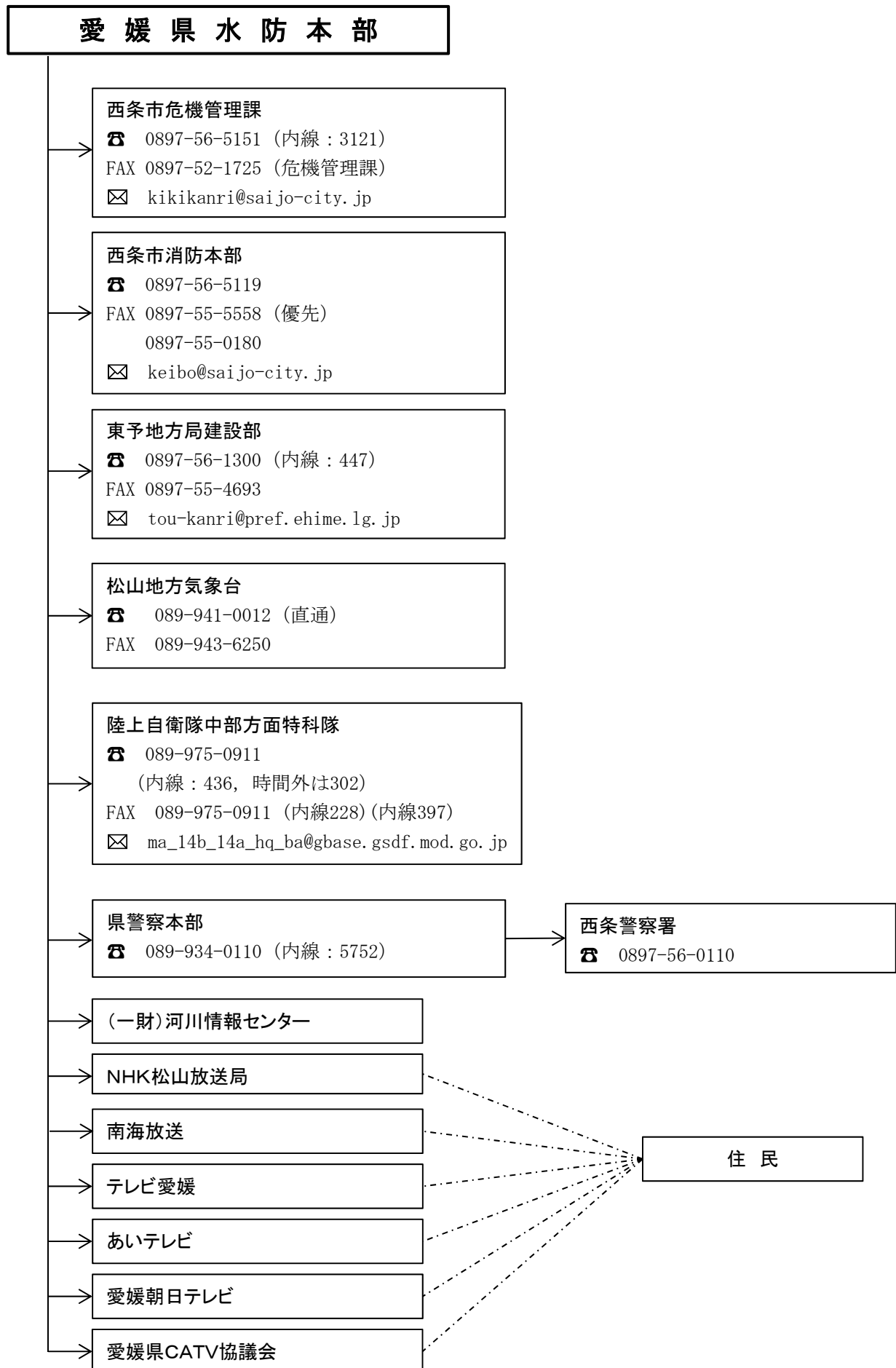
渦井川の水防警報の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(新居浜市)



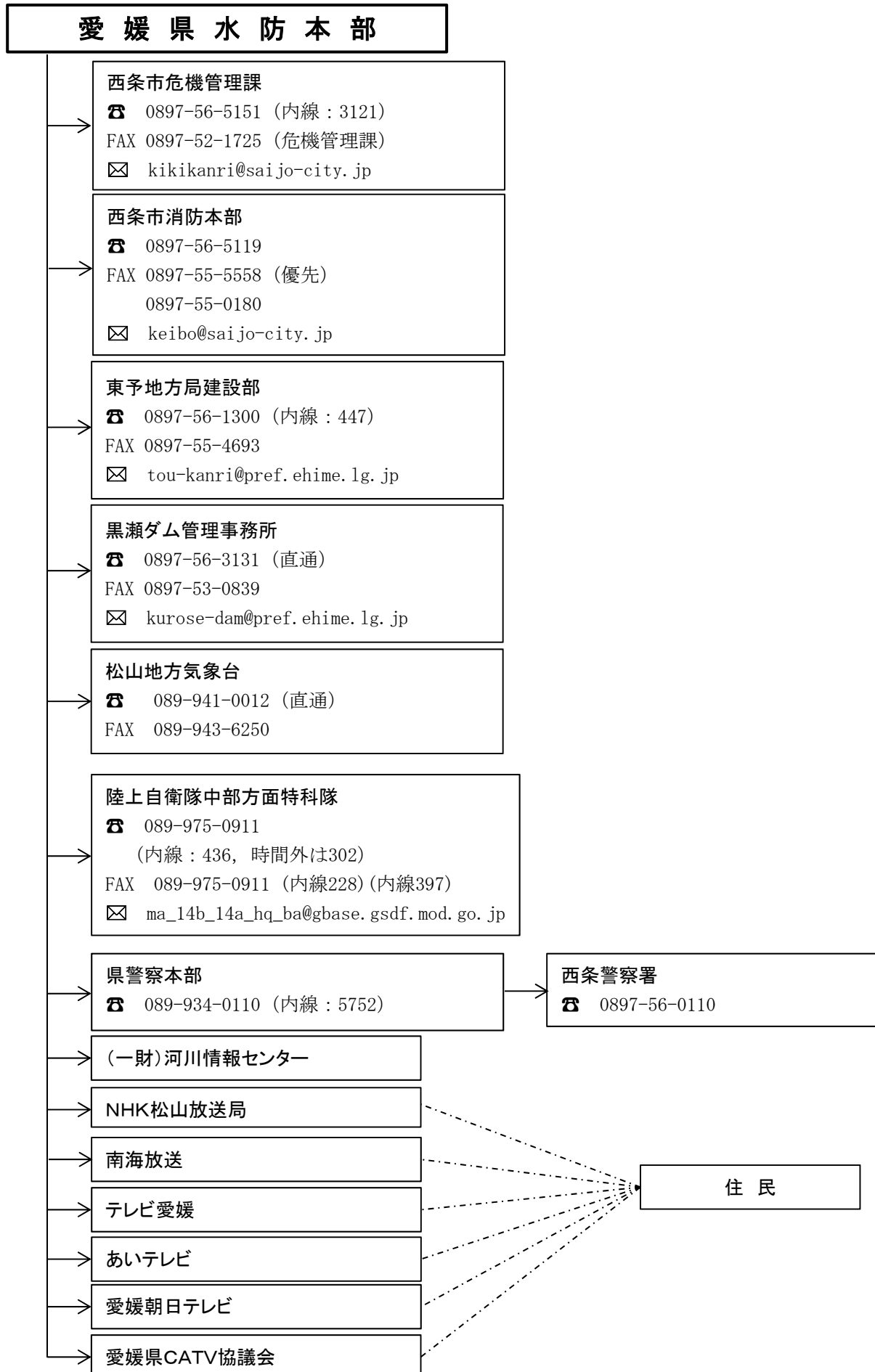
渦井川の水防警報の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(西条市)



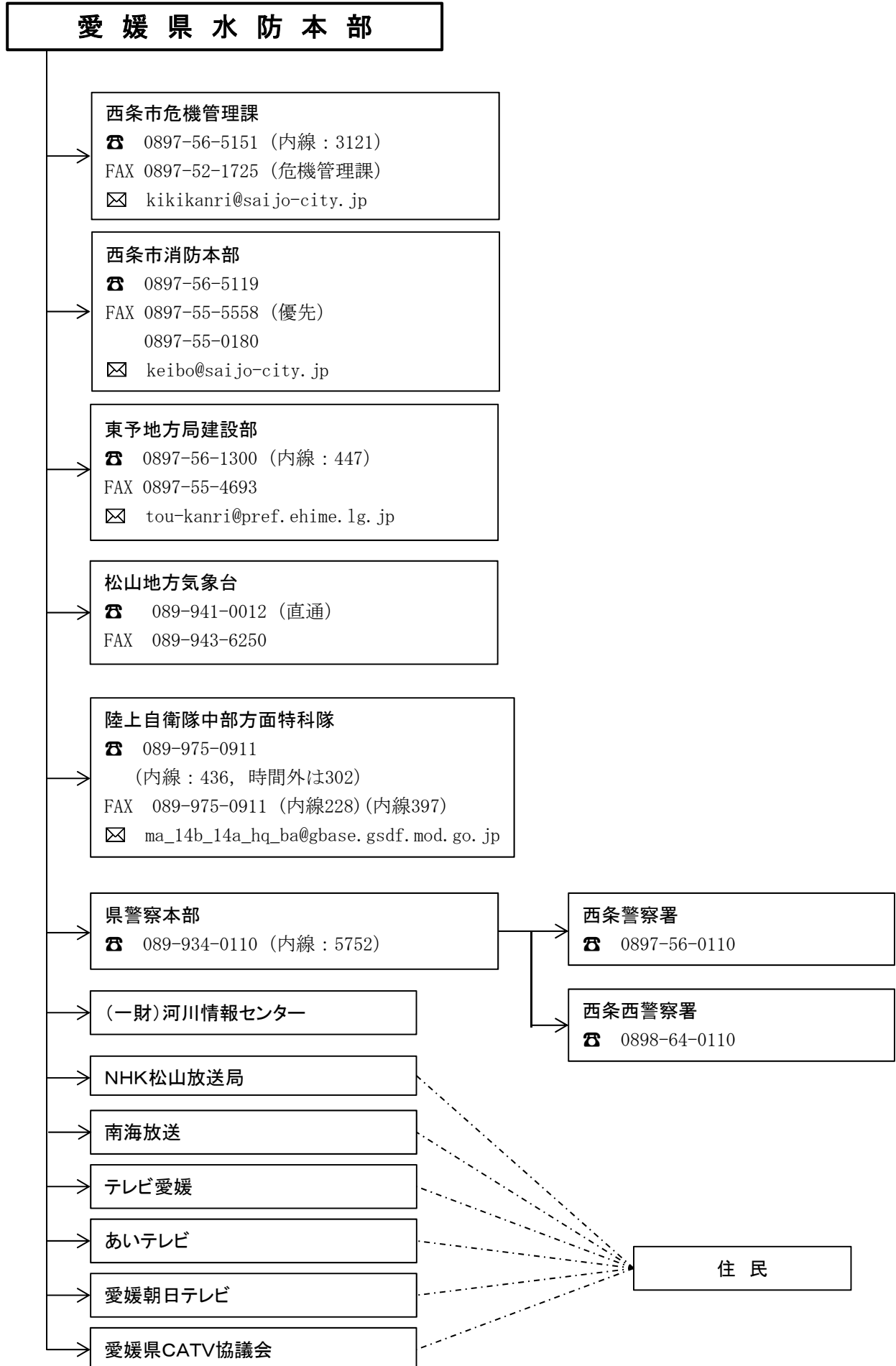
加茂川の水防警報の伝達系統図

(長瀬水位観測所)



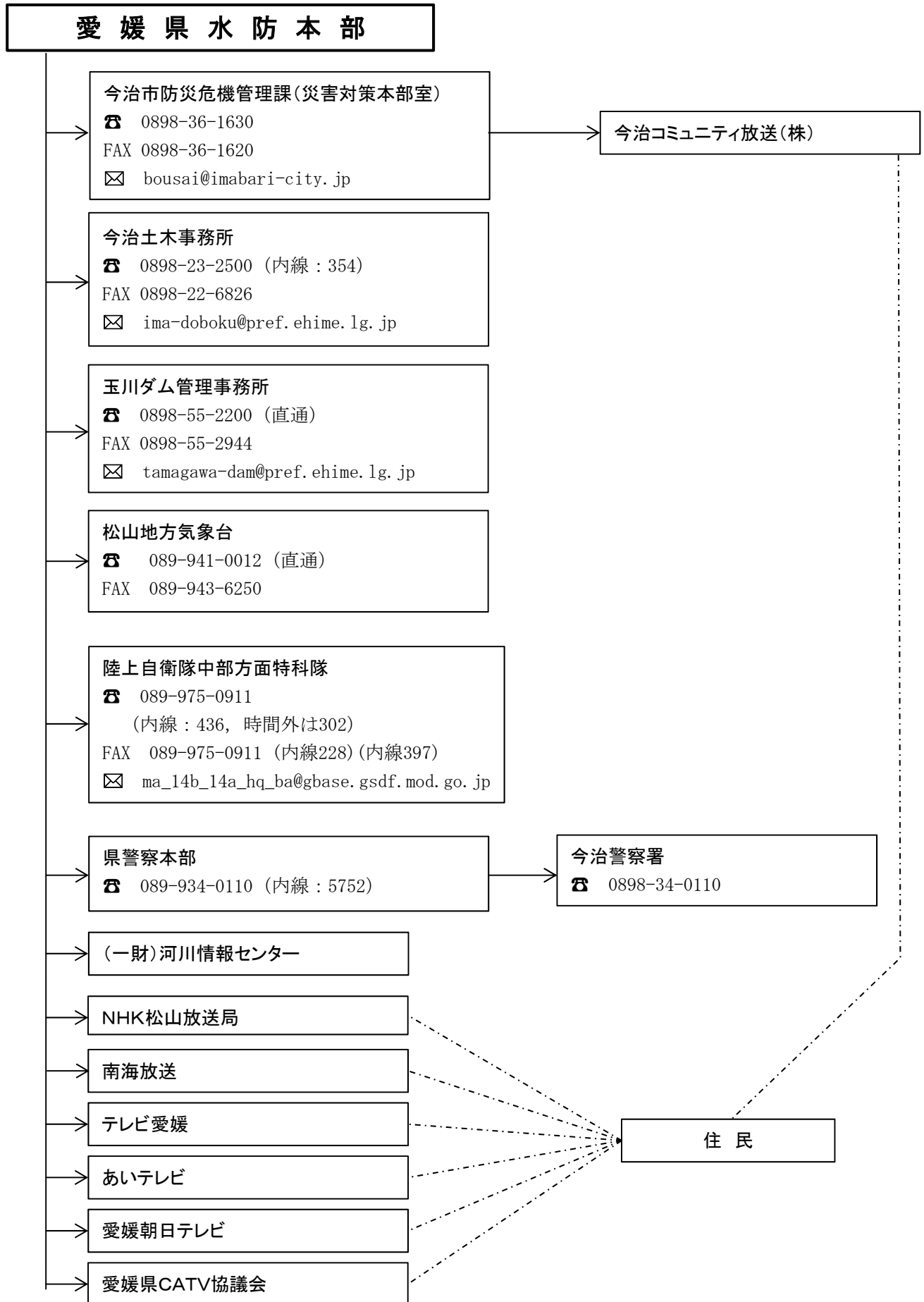
中山川の水防警報伝達系統図

(田野上方水位観測所)



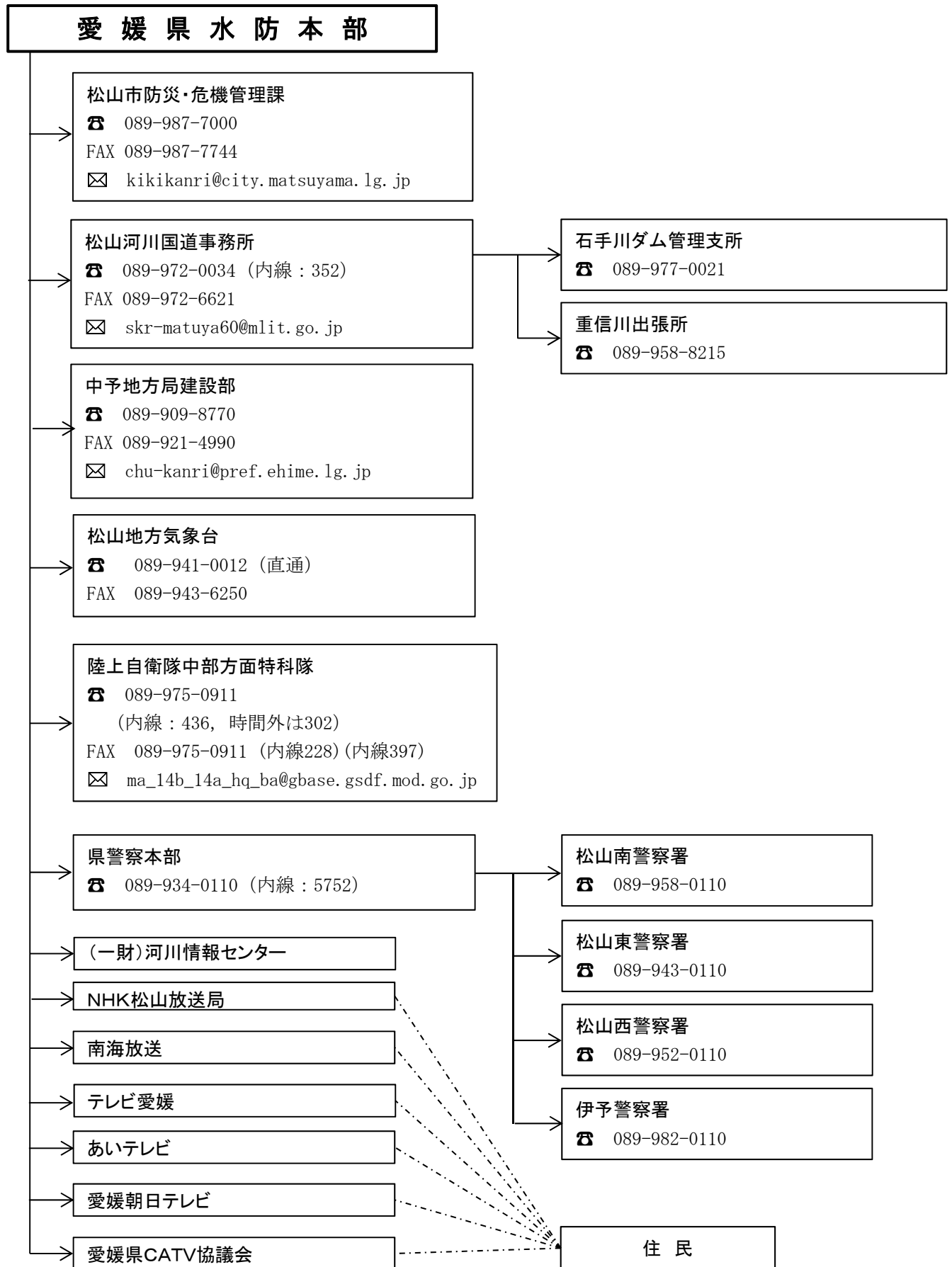
蒼社川の水防警報伝達系統図

(片山水位観測所)



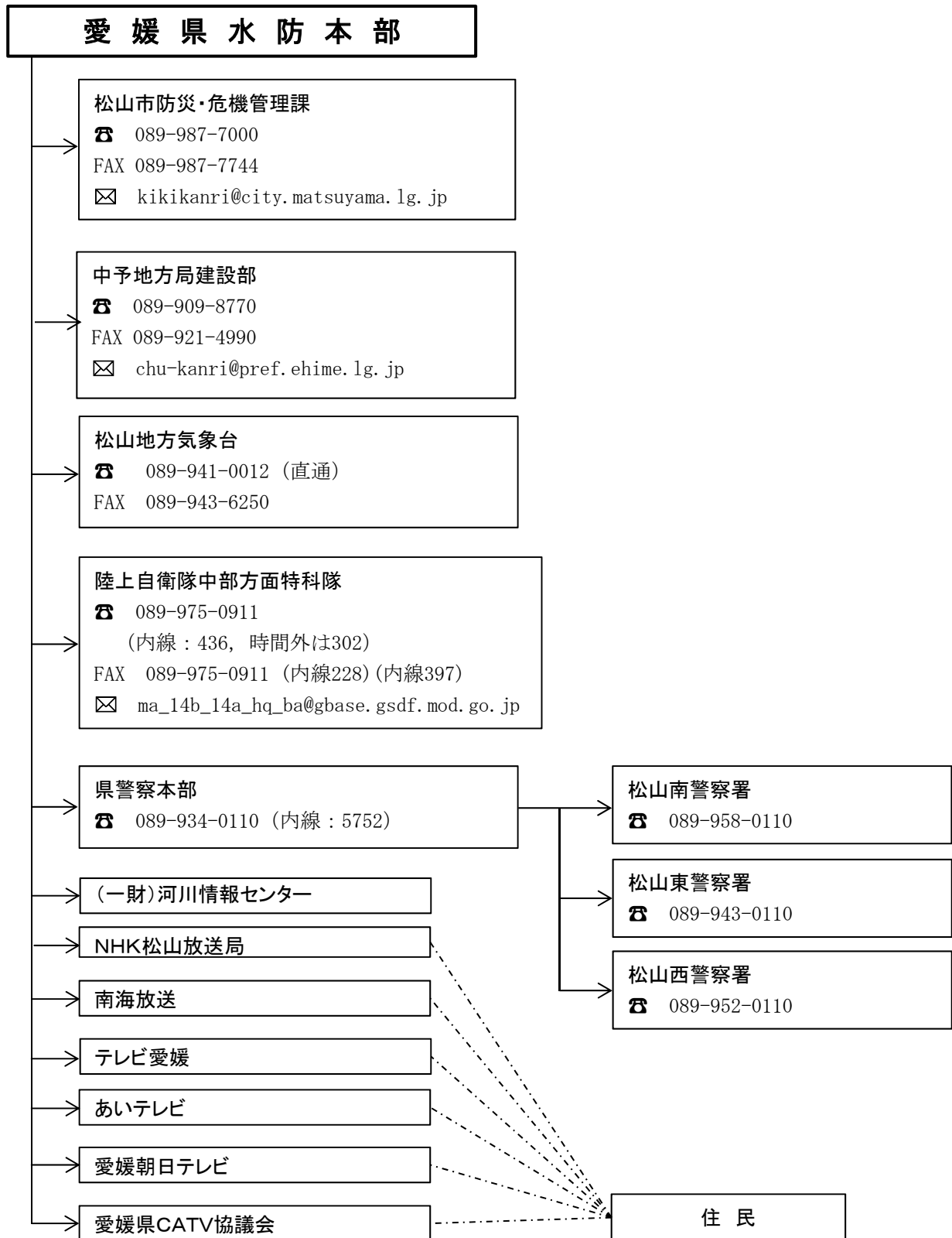
石手川の水防警報伝達系統図

(湯渡水位観測所)



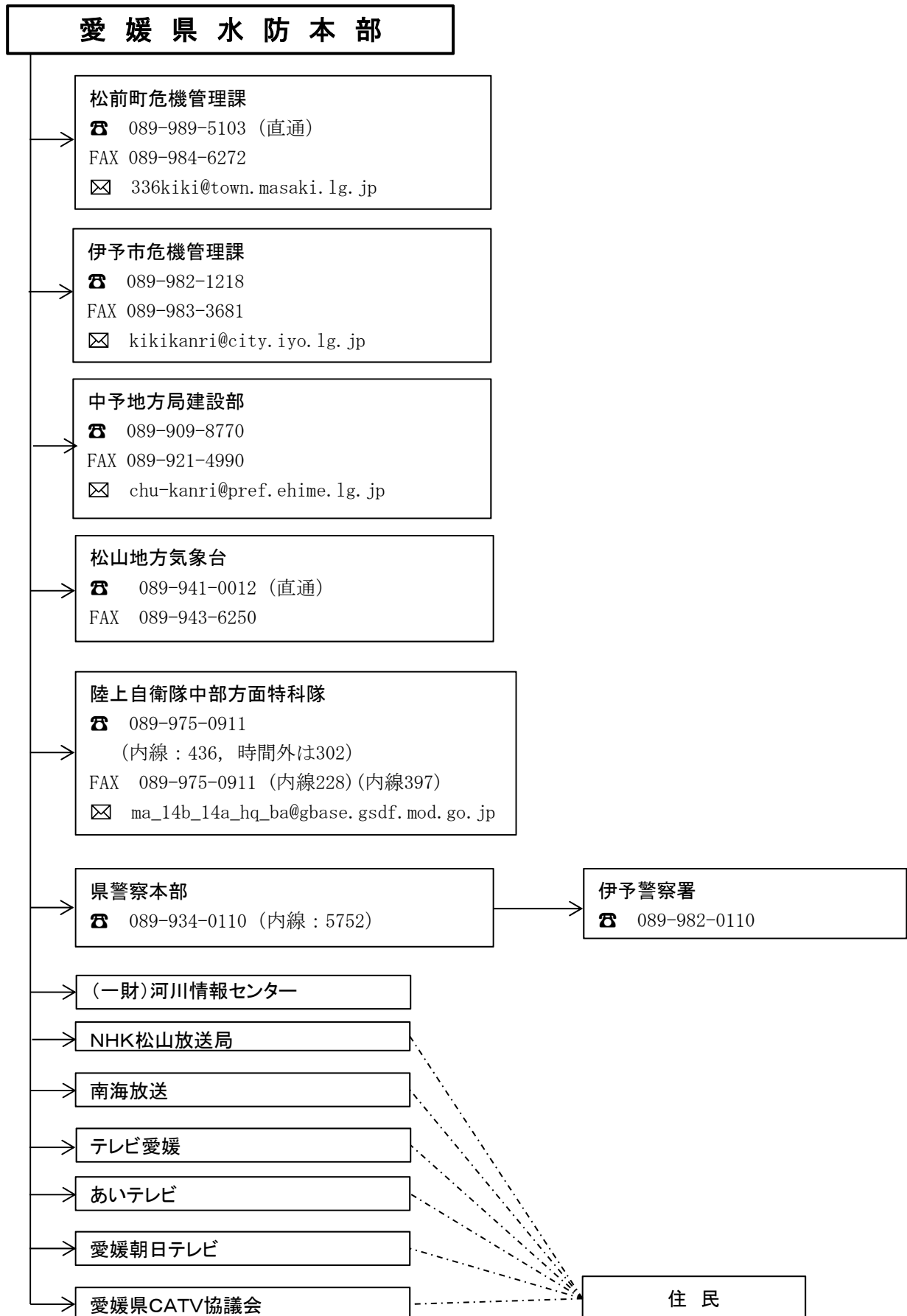
立岩川及び小野川の水防警報伝達系統図

(立岩川:立岩川水位観測所、小野川:精農橋水位観測所)



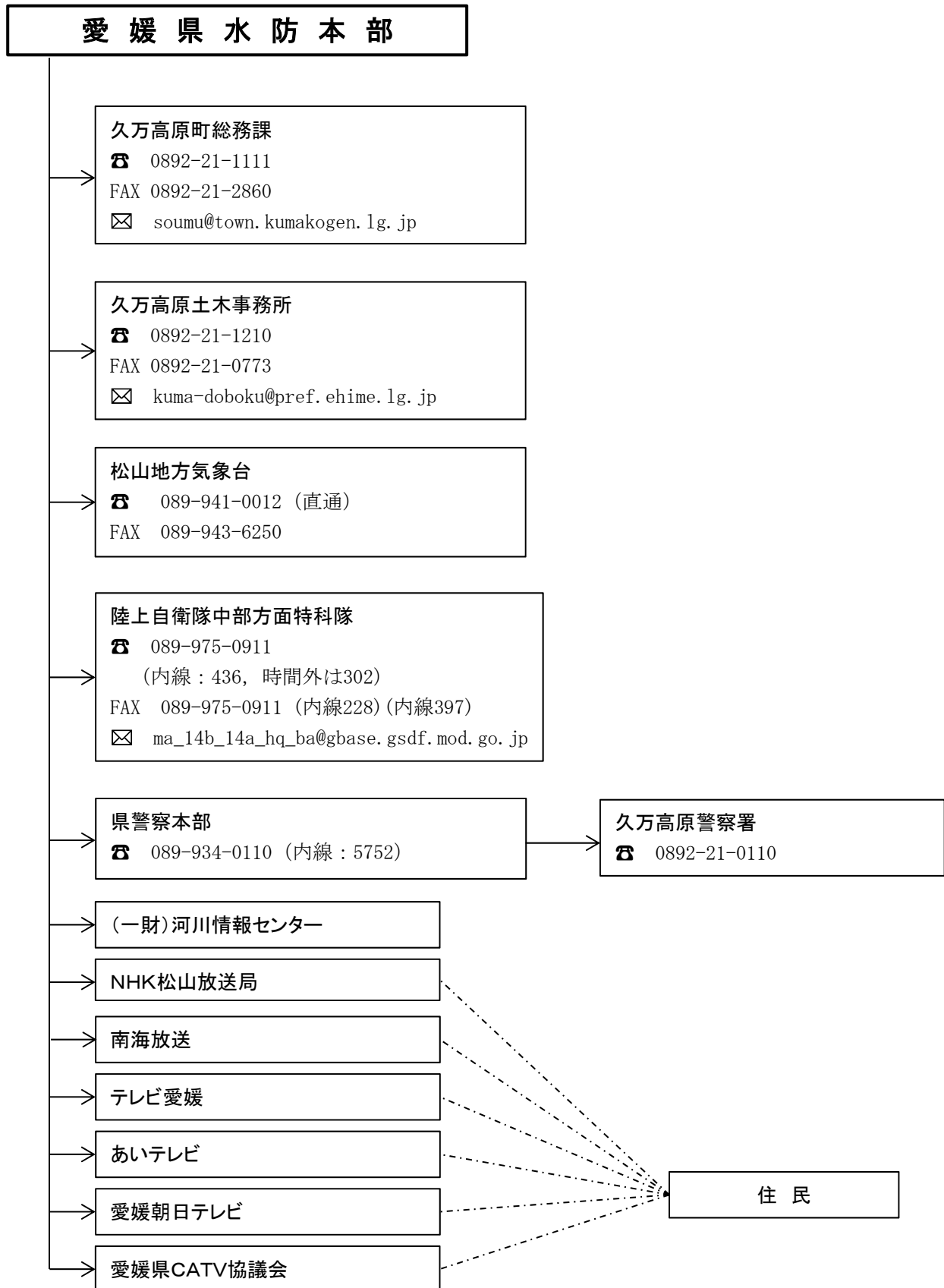
大谷川の水防警報伝達系統図

(下三谷水位観測所)



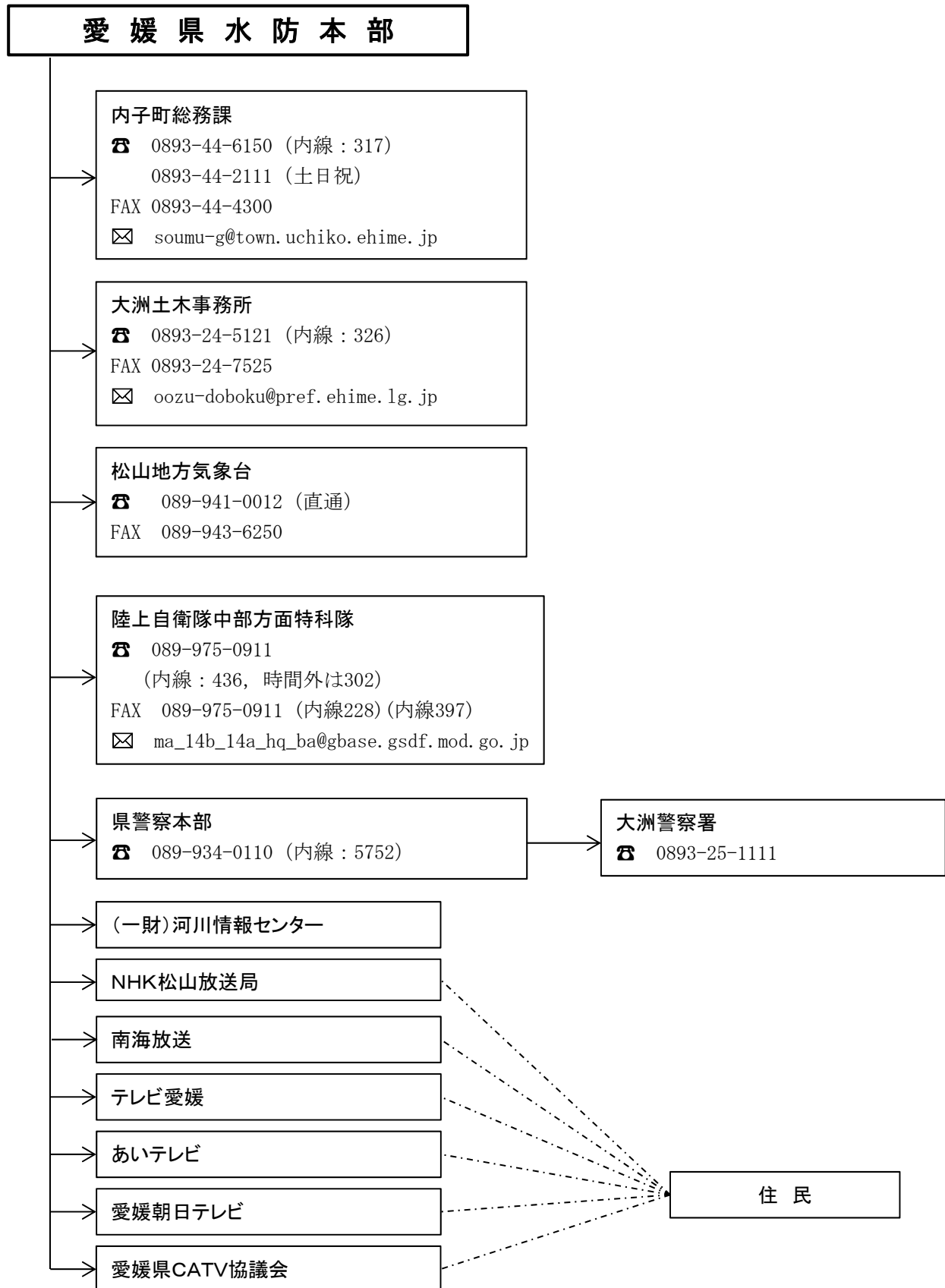
久万川の水防警報伝達系統図

(久万水位観測所)



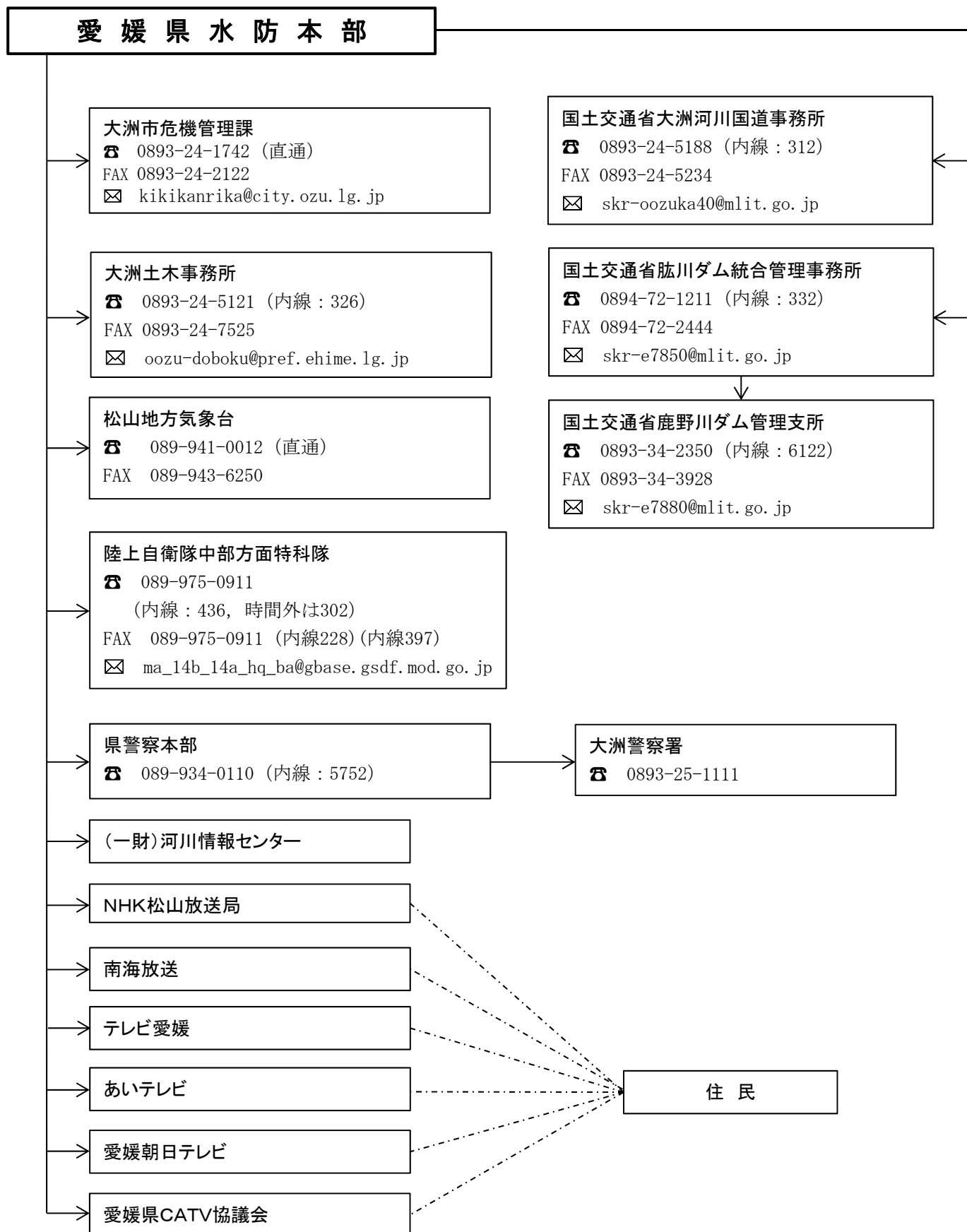
小田川の水防警報伝達系統図

(内子水位観測所)



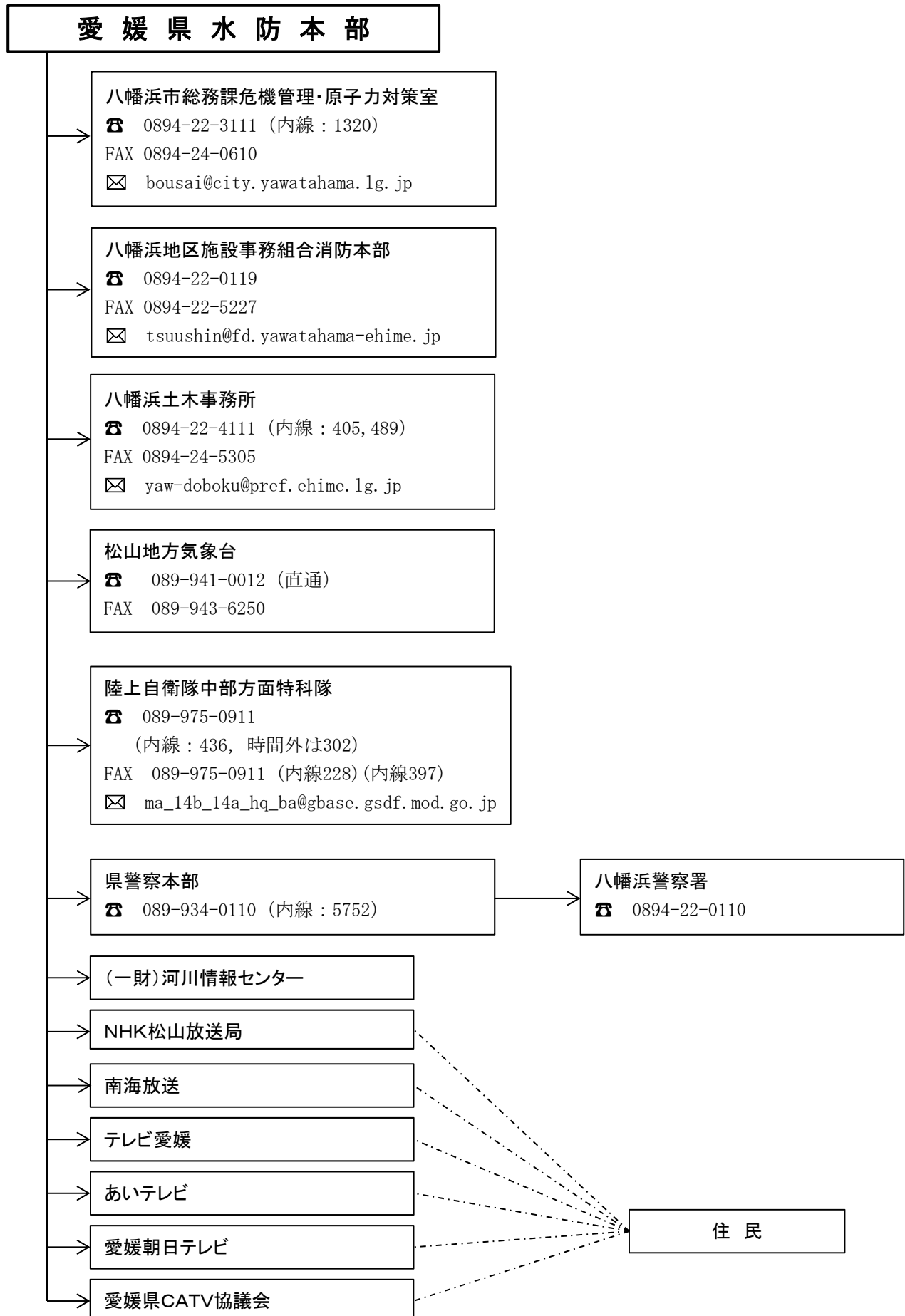
肱川の水防警報伝達系統図

(大川水位観測所)



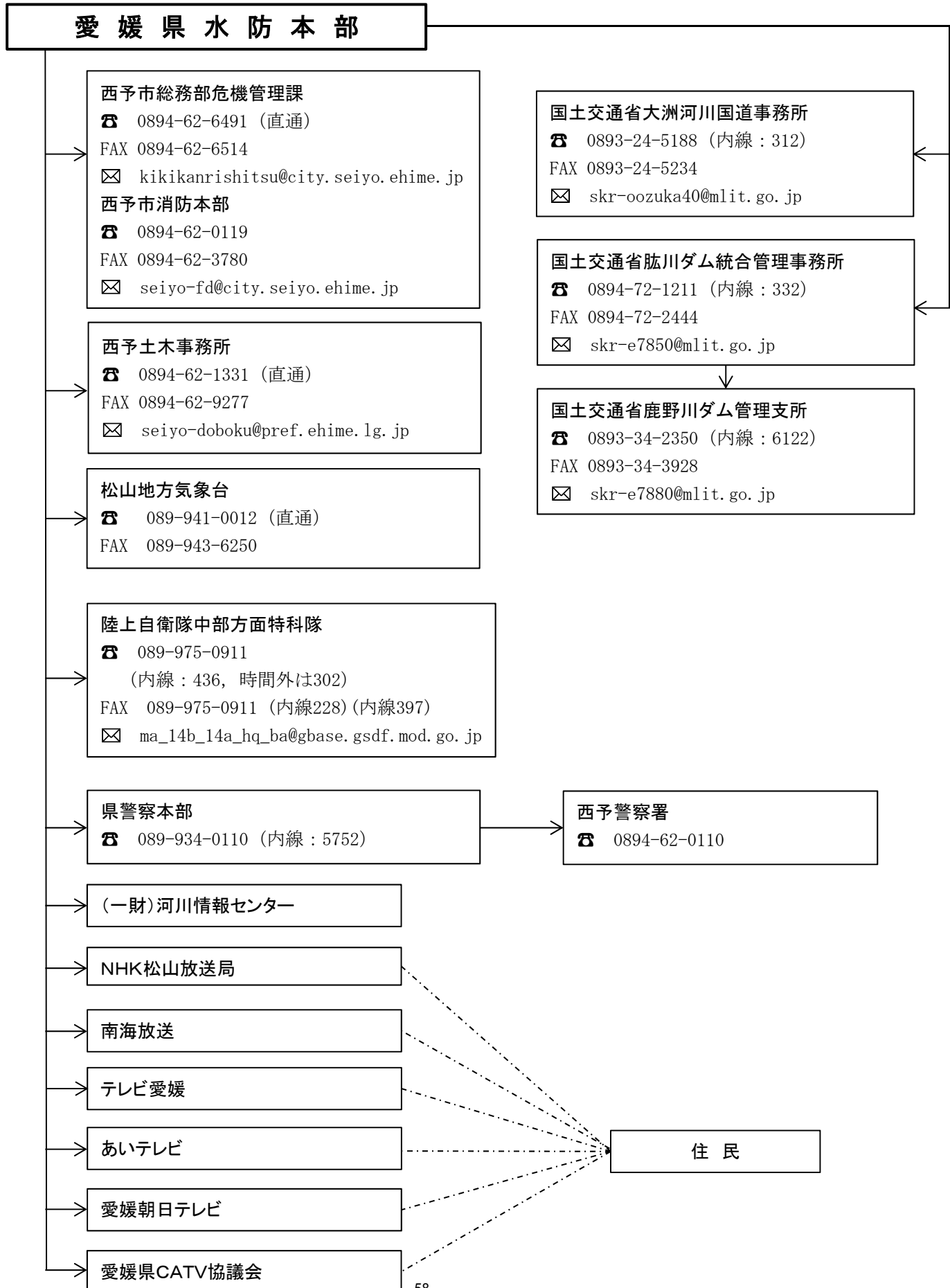
喜木川及び千丈川の水防警報伝達系統図

(喜木川:日土水位観測所, 千丈川:八幡浜水位観測所)



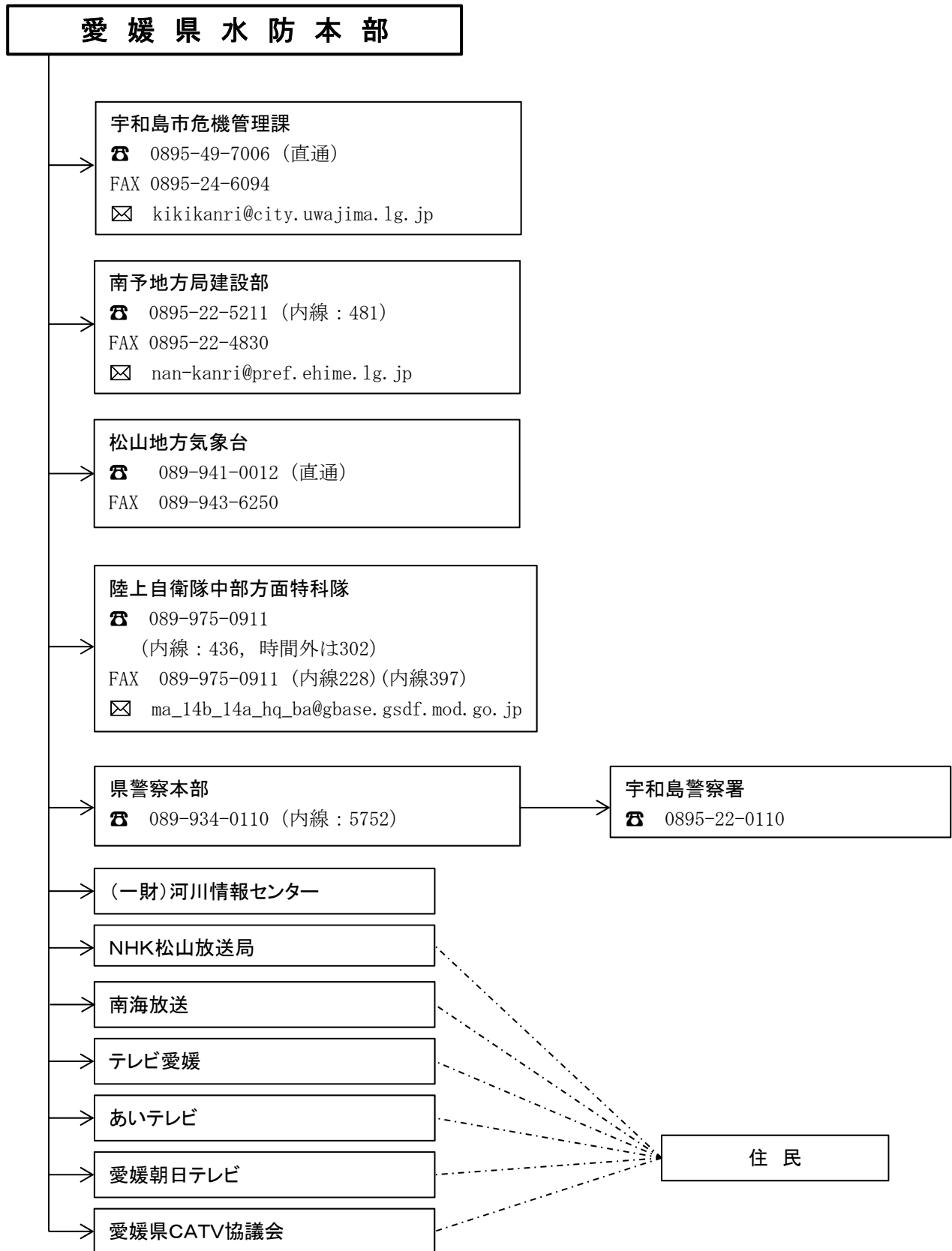
肱川の水防警報伝達系統図

(荒瀬水位観測所) (神領水位観測所)



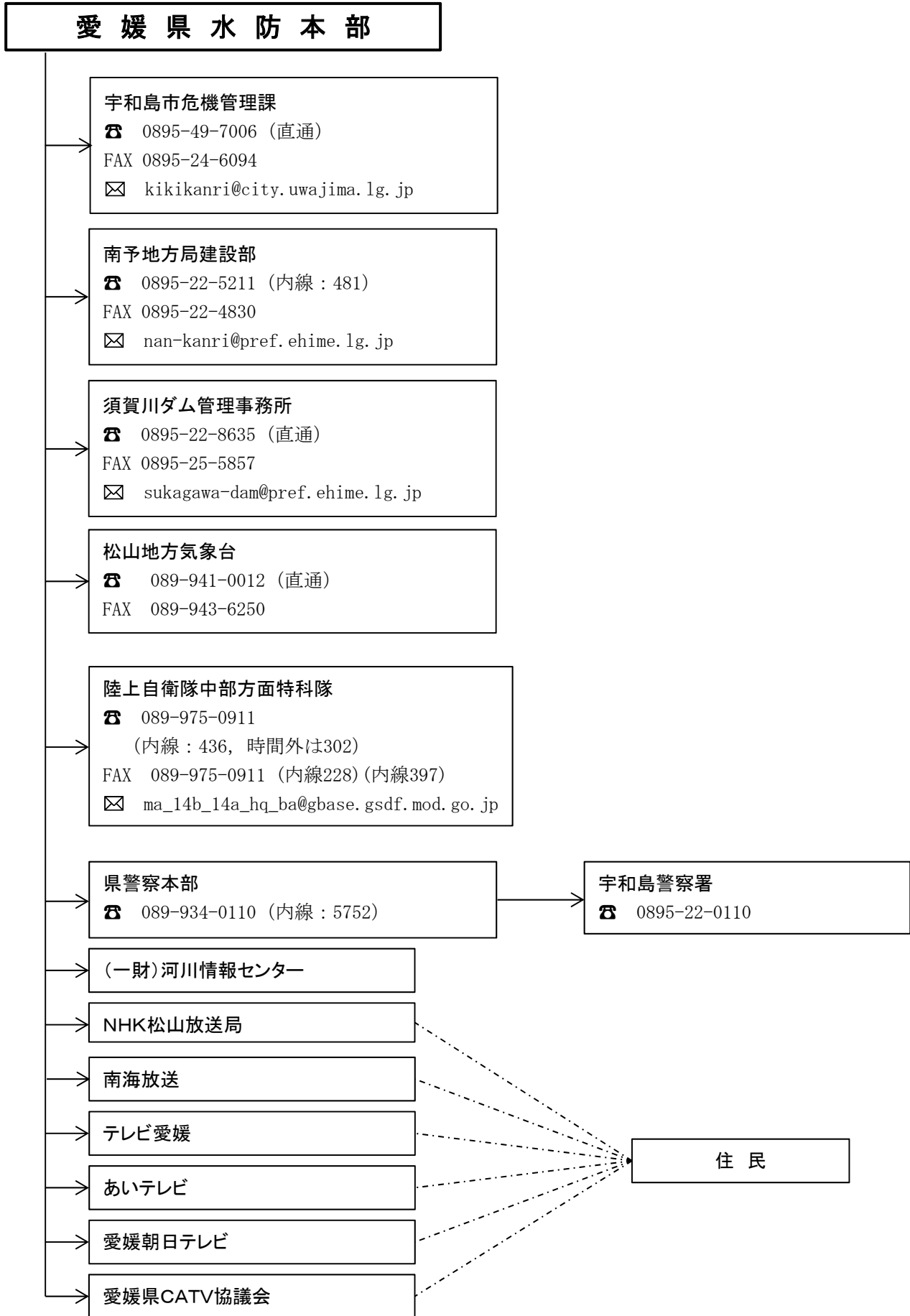
立間川の水防警報伝達系統図

(立間水位観測所)



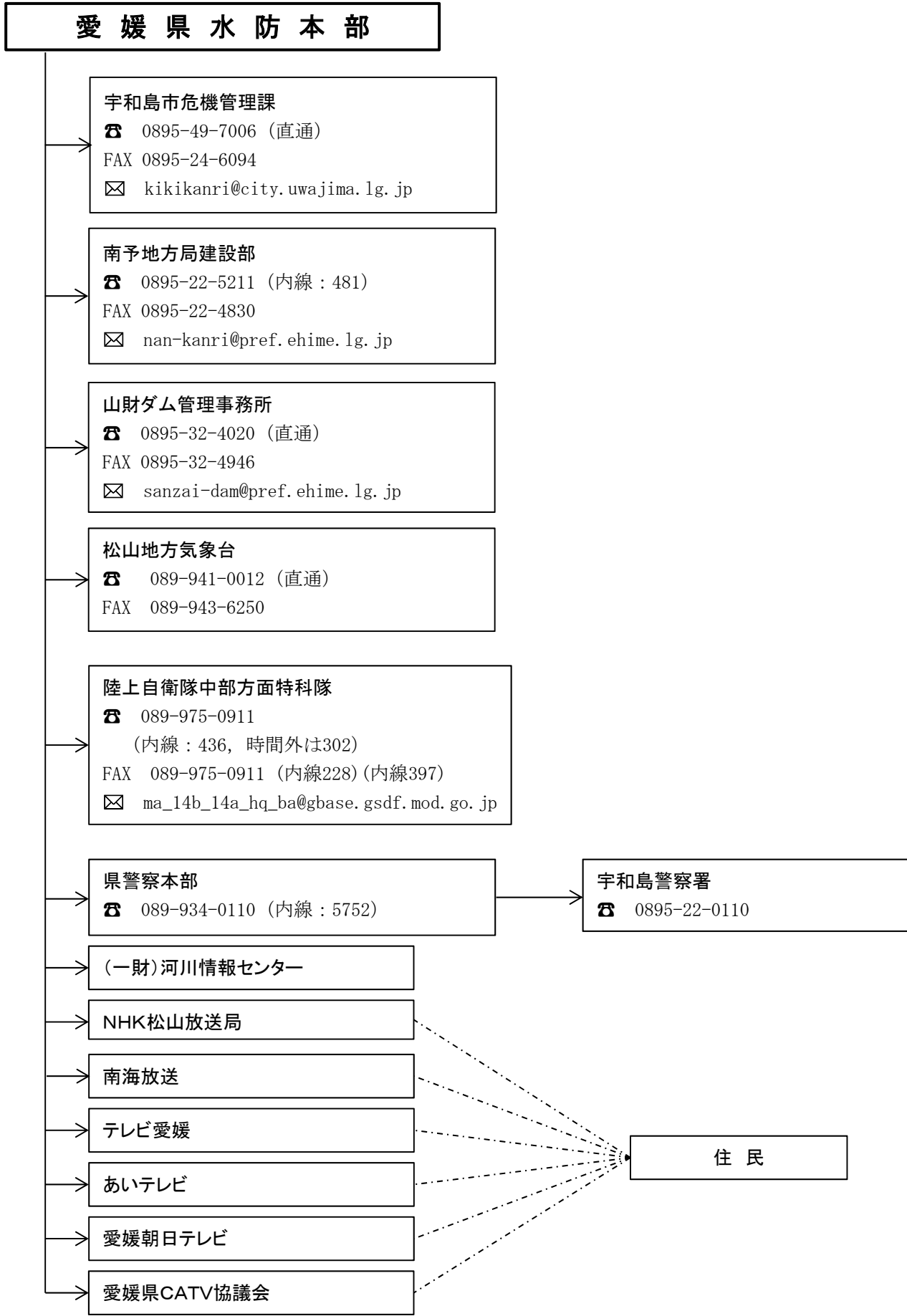
須賀川の水防警報伝達系統図

(和霊水位観測所)



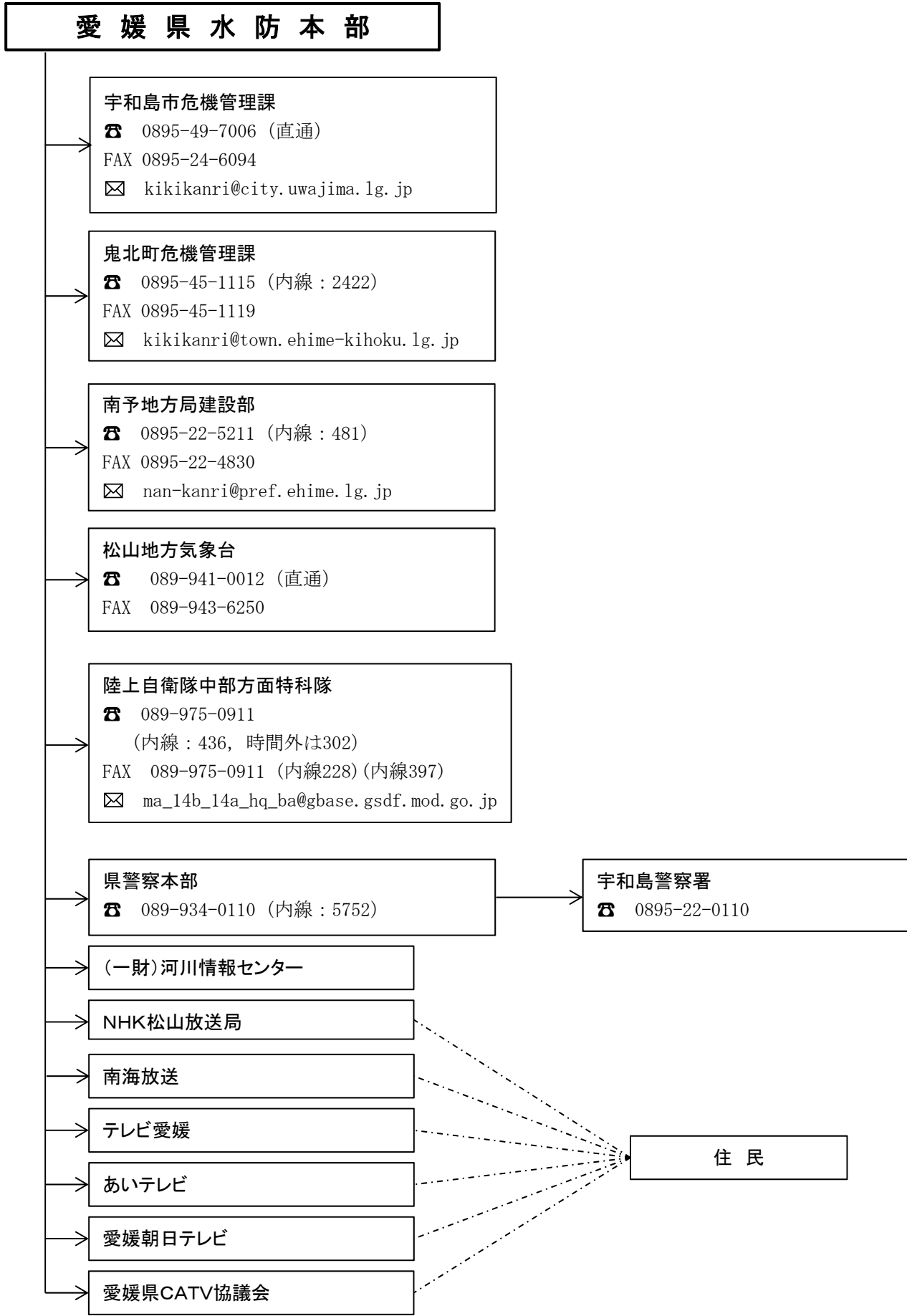
岩松川の水防警報伝達系統図

(岩渕水位観測所)



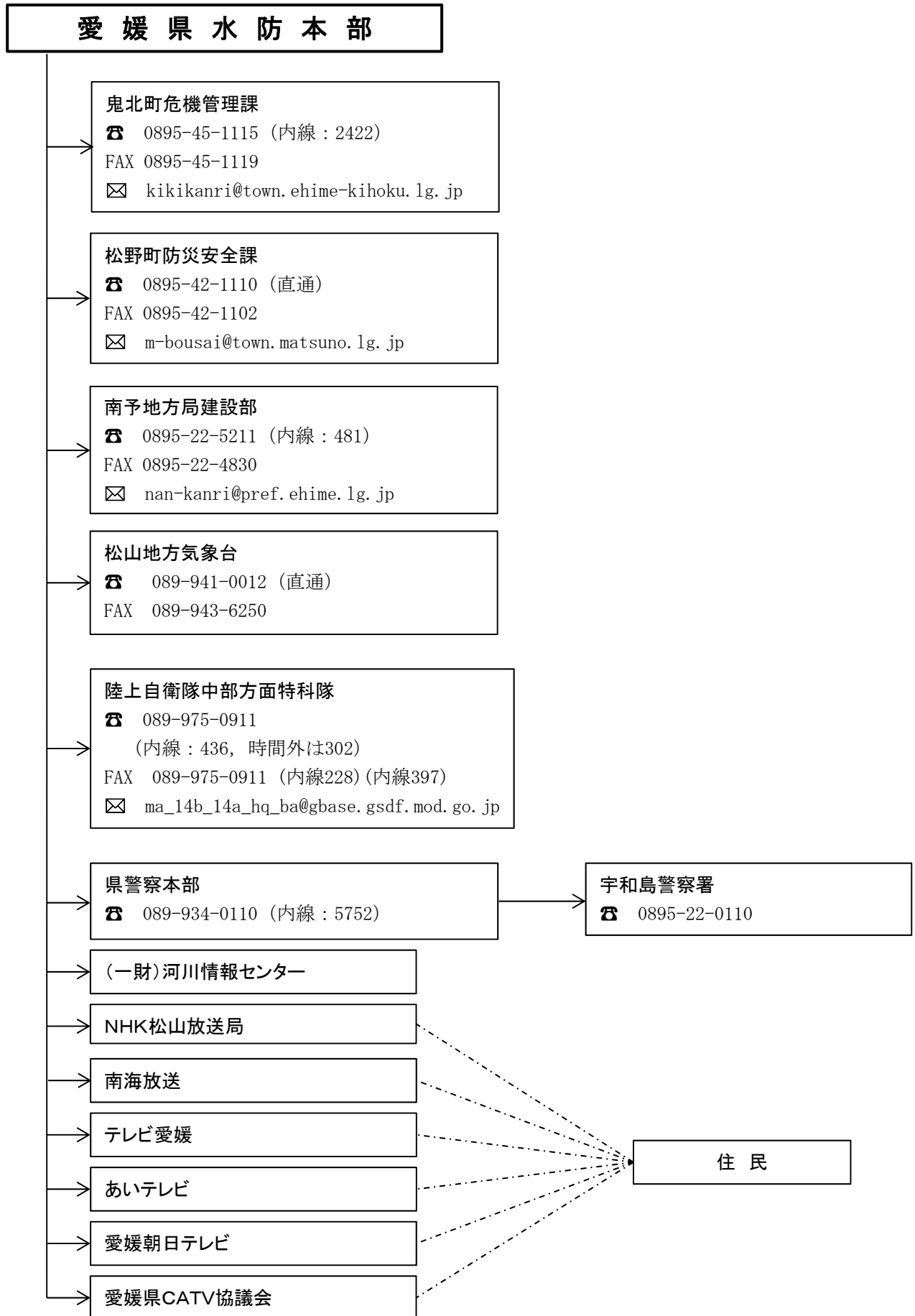
三間川の水防警報伝達系統図

(月見橋水位観測所)



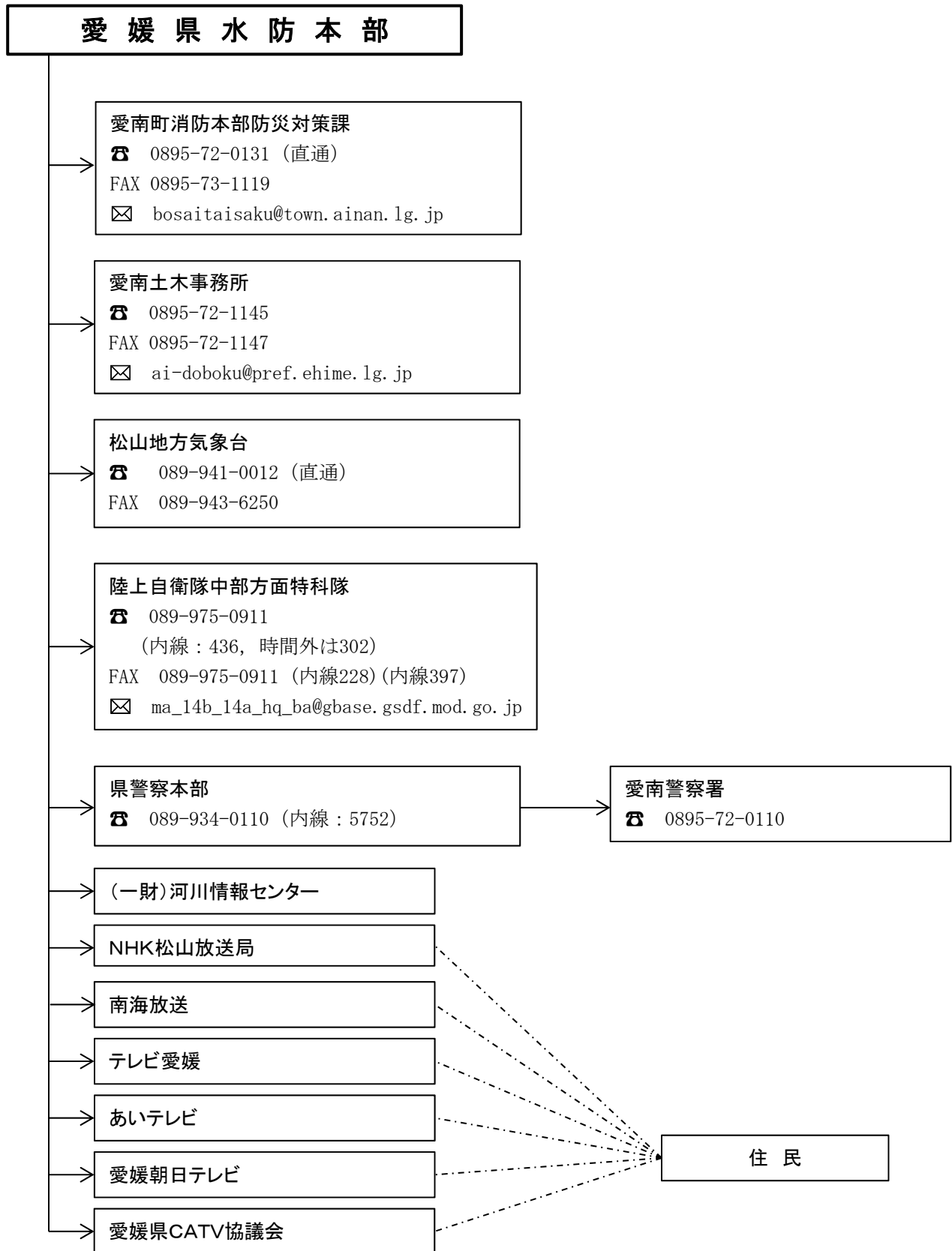
広見川の水防警報伝達系統図

(小倉水位観測所)



僧都川の水防警報伝達系統図

(御荘水位観測所)



第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川

水防法第13条の規定により国土交通大臣及び知事が指定した河川(以下「水位周知河川」という。)について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位)及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 国土交通大臣が指定する水位周知河川

イ 国土交通大臣が指定する水位周知河川の区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
1	重信川	石手川	左岸	自 愛媛県松山市朝生田町四丁目995番2地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
			右岸	自 愛媛県松山市和泉北一丁目1096番地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
2	肱川	矢落川	左岸	自 愛媛県大洲市新谷字山口乙1598番の1地先 (金刀比羅橋 下流約100m) 至 愛媛県大洲市新谷甲394番地の9地先 (稲田橋 下流約250m)	1,600
			右岸	自 愛媛県大洲市新谷字定行丙27番の1地先 (金刀比羅橋 下流約100m) 至 愛媛県大洲市新谷甲343番地の2地先 (稲田橋 下流約250m)	1,600

ロ 国土交通大臣が指定する水位周知河川の基準観測所

番号	河川名	基準水位 観測所	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位) (m)	水位情報の通知及び周知		
					発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	石手川	湯 渡	5.50	6.10	国土交通省 松山河川国道事務所長	県河川課長	専用回線(FAX) 又は一般加入電話 又はE-mail
2	矢落川	新 谷	2.65	3.15	国土交通省 大洲河川国道事務所長	〃	〃

(2) 知事が指定する水位周知河川

イ 知事が指定する水位周知河川の区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
1	金生川	金生川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	5,750 5,750
2	関川	関川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	7,770 8,140
3	国領川	国領川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,700 6,700
4	渦井川	渦井川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,400 8,400
5	加茂川	加茂川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,900 4,700
6	中山川	中山川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	13,500 14,500
7	蒼社川	蒼社川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	7,300 7,300
8	立岩川	立岩川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,100 8,100
9	重信川	石手川	左岸 右岸	自 松山市溝辺町80番2地先 至 松山市朝生田町四丁目995番2地先 自 松山市溝辺町甲391番2地先 至 松山市和泉北一丁目1096番地先	5,300 5,300
10	重信川	小野川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	12,700 12,700
11	大谷川	大谷川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,000 8,000
12	仁淀川	久万川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	19,930 19,930
13	肱川	小田川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	820 820
14	肱川	肱川 (菅田～鹿野川)	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	20,700 20,700
15	喜木川	喜木川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,000 6,000
16	千丈川	千丈川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,680 4,680
17	肱川	肱川 (野村)	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,800 4,800
18	肱川	肱川 (宇和)	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	10,000 9,000
19	立間川	立間川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	3,400 3,400
20	須賀川	須賀川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	3,950 3,950
21	岩松川	岩松川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,000 6,000
22	渡川	三間川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	18,200 18,200
23	渡川	広見川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	18,850 18,850
24	僧都川	僧都川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,311 6,311

ロ 知事が指定する水位周知河川の基準観測所

番号	河川名	基準水位 観測所	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位) (m)	水位情報の通知及び周知		
					発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	金生川	上金沢橋	3.40	3.70	県河川課長	水防警報と同じ (県防災危機管理課含む)	FAX及びE-mail
2	関川	天王橋	2.20	2.30	〃	〃	〃
3	国領川	城下	2.30	2.60	〃	〃	〃
4	渦井川 (新居浜市)	飯積橋	2.40	2.70	〃	〃	〃
	渦井川 (西条市)	飯積橋	2.70	2.90	〃	〃	〃
5	加茂川	長瀬	4.30	5.10	〃	〃	〃
6	中山川	田野上方	2.00	2.20	〃	〃	〃
7	蒼社川	片山	2.60	2.85	〃	〃	〃
8	立岩川	立岩川	2.10	2.40	〃	〃	〃
9	石手川	湯渡	5.50	6.10	〃	〃	〃
10	小野川	精農橋	2.50	2.80	〃	〃	〃
11	大谷川	下三谷	1.40	1.70	〃	〃	〃
12	久万川	久万	2.60	2.90	〃	〃	〃
13	小田川	内子	3.50	3.90	〃	〃	〃
14	肱川 (菅田～鹿野川)	大川	4.90	5.65	〃	〃	〃
15	喜木川	日土	2.20	2.70	〃	〃	〃
16	千丈川	八幡浜	2.30	2.80	〃	〃	〃
17	肱川 (野村)	荒瀬	4.00	5.00	〃	〃	〃
18	肱川 (宇和)	神領	3.30	3.50	〃	〃	〃
19	立間川	立間	2.16	2.39	〃	〃	〃
20	須賀川	和霊	3.30	3.54	〃	〃	〃
21	岩松川	岩渕	3.21	3.47	〃	〃	〃
22	三間川	月見橋	2.20	2.45	〃	〃	〃
23	広見川	小倉	5.40	5.70	〃	〃	〃
24	僧都川	御荘	2.35	2.45	〃	〃	〃

2 水位情報の通知及び周知の基準

(1) 水位情報の通知及び周知の基準

水位周知河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したとき、その旨を水防管理者及び水防関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(2) 発表の様式

イ 国土交通大臣の指定河川

石手川の水位情報の通知及び周知は、愛媛県と共同で実施する。

(注) 石手川の発表様式は、資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P251～P252 参照

矢落川の発表様式は、資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P253～P254 参照

ロ 知事の指定河川

石手川の水位情報の通知及び周知は、国土交通省と共同で実施する。

(注) 金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、岩松川、三間川、広見川、僧都川の発表様式は、資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P255～P256 参照

水位の概念 P30 参照

(3) 水位情報の通知及び周知の伝達系統図

イ 国土交通大臣の指定河川

(注) 石手川の伝達系統図は、資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P257 参照

矢落川の伝達系統図は、資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P258 参照

ロ 知事の指定河川

(注) 石手川、金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、岩松川、三間川、広見川、僧都川の伝達系統図は資料編第 10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P257、P259～P278 参照

3 洪水浸水想定区域図の指定

公開 HP: <https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/kouzui-sinsuisouteikuikizu-itiran.html>

(水防法第14条第2項1号) ※水位周知河川関係

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
1	金生川	金生川	四国中央市	H28.5	H28.5.13	○	○
2	関川	関川	四国中央市	H28.5	H28.5.13	○	○
3	国領川	国領川	新居浜市	H28.5	H28.5.13	○	○
4	渦井川	渦井川	新居浜市 西条市	R2.6	R2.6.5	○	○
5	加茂川	加茂川	西条市	H28.5	H28.5.13	○	○
6	中山川	中山川	西条市	H28.5	H28.5.13	○	○
7	蒼社川	蒼社川	今治市	H28.5	H28.5.13	○	○
8	立岩川	立岩川	松山市	R2.6	R2.6.5	○	○
9	重信川	石手川	松山市	H29.1	H29.1.27	○	○
10	重信川	小野川	松山市	R2.6	R2.6.5	○	○
11	大谷川	大谷川	松前町 伊予市	R2.6	R2.6.5	○	○
12	仁淀川	久万川	久万高原町	R2.6	R2.6.5	○	○
13	肱川	小田川	内子町	H30.6	H30.6.22	○	○
14	肱川	肱川 (菅田～鹿野川)	大洲市	R元.5	R元.5.17	○	○
15	喜木川	喜木川	八幡浜市	R2.6	R2.6.5	○	○
16	千丈川	千丈川	八幡浜市	H28.5	H28.5.13	○	○
17	肱川	肱川 (野村)	西予市	R元.5	R元.5.17	○	○
18	肱川	肱川 (宇和)	西予市	H28.5	H28.5.13	○	○
19	立間川	立間川	宇和島市	R2.6	R3.7.26	○	○
20	須賀川	須賀川	宇和島市	H28.5	H28.5.13	○	○
21	岩松川	岩松川	宇和島市	R2.6	R2.6.5	○	○
22	渡川	三間川	宇和島市 鬼北町	R2.6	R2.6.5	○	○
23	渡川	広見川	鬼北町 松野町	R2.6	R2.6.5	○	○
24	僧都川	僧都川	愛南町	R元.5	R元.5.17	○	○

(水防法第14条第2項2号) ※特定都市河川関係

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
1	肱川	都谷川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
2	肱川	古川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
3	肱川	野田川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○

(水防法第14条第2項3号) ※その他の河川

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
1	東川	東川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
2	東川	西河川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
3	東川	北河川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
4	尻無川	尻無川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
5	尻無川	深谷川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
6	王子川	王子川	新居浜市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
7	浅川	浅川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
8	浅川	鴨川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
9	浅川	日吉川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
10	浅川	山田川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
11	竜登川	竜登川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
12	頓田川	頓田川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
13	頓田川	山越川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
14	頓田川	山口川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
15	頓田川	高大寺川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
16	頓田川	黒岩川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
17	頓田川	多伎川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
18	頓田川	黒岩分水路	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
19	頓田川	黒谷川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
20	銅川	銅川	今治市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
21	重信川	内川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
22	重信川	御坂川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
23	重信川	悪社川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
24	重信川	内川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
25	重信川	伊台川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
26	重信川	五明川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
27	重信川	菅沢川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
28	重信川	実川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
29	重信川	横谷川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
30	宮前川	宮前川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
31	宮前川	宮前川放水路	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
32	大川	大川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
33	大川	久万川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
34	大川	吉藤川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
35	大川	丸山川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
36	洗地川	洗地川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
37	堂ノ元川	堂ノ元川	松山市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
38	重信川	表川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
39	重信川	宝泉川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
40	重信川	船川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
41	重信川	佐川川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
42	重信川	拝志川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
43	重信川	渋谷川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
44	重信川	重信川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
45	重信川	井内川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
46	重信川	本谷川	東温市	R5.5.30	R5.5.30	—	○
47	重信川	砥部川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
48	重信川	永立寺川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
49	重信川	村川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
50	重信川	荒倉川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
51	重信川	古岩谷川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
52	重信川	中板川	砥部町	R5.5.30	R5.5.30	—	○
53	来村川	来村川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
54	来村川	内平川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
55	来村川	石引川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
56	来村川	柿木川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
57	来村川	薬師谷川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
58	来村川	成川川	宇和島市	R5.5.30	R5.5.30	○	○